

平成26年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成26年中川村議会定例会議事日程（1）

平成26年6月9日（月） 午前9時00分 開会

出席議員（10名）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 中川村保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 中川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第9 議案第6号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号 平成26年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 一般質問
- 5番 村田 豊
- （1）美しい村づくりの今後の取組について
- （2）小中学生の情報機器へのトラブルにどう対応するか
- 3番 小池 厚
- （1）村の防災対策について
- （2）村内の道路整備の現状及び村の対応について
- 4番 山崎 啓造
- （1）「日本で最も美しい村」を前面に打ち出し、それを活かした村の将来像は。
- 8番 柳生 仁
- （1）中川村の学校給食について
- （2）日本で最も美しい村のこれから
- 3番 大原 孝芳
- （1）日本創成会議が発表した人口試算について
- （2）経済的格差と、教育格差の関係について

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 小池 厚
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 下平 達朗 | 総務課長 | 福島 喜弘 |
| 会計管理者 | 中平 千賀夫 | 住民税務課長 | 菅沼 元臣 |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司 | 振興課長 | 富永 和夫 |
| 建設水道課長 | 米山 正克 | 教育次長 | 座光寺 悟司 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 米山 恒由
- 書記 松村 順子

平成26年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年6月9日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)

　ご参集、ご苦労さまでございます。

　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年6月中川村議会定例会を開会いたします。

　1点、訂正をお願いいたします。

　議事日程表がお手元のほうにあると思いますが、日程第1を削除し、日程2以降を1ずつ繰り上げていただきたいと思っておりますので、お願いします。

　これより本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

　ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 　平成26年6月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。

　2月の大雪に続いて、先月末にはひょうが降り、果樹等への影響が心配されています。

　また、4月の低温によってリンゴ、サクランボなどにダメージが見られ、今後の生育が大変気にかかるところであります。

　さて、この場をお借りして幾つかご報告を申し上げますと、まず、業務委託代金等請求事件につきましては、判決で定められた金額を原告側に支払うことなどを5月の臨時議会で承認をいただきました。その際、責任の明確化も求められておりましたが、予算執行の責任を負う長側として、私の給与を10%、3ヶ月間カットし、副村長給与は5%、3ヶ月間カットするとして本定例会の議案第1号で提案し、平成26年度一般会計補正予算案に反映をさせております。

　もう1点、村民の心配を集めているJR東海のリニア新幹線工事について現況をご報告いたします。

　村がこれまで一貫して要求してきました生活環境への影響に関する住民説明会を、JR東海は実施する予定はないというふうにしております。

　その一方で、県道松川インター大鹿線の改良工事に向けた測量等への理解と協力を要請するために説明会を持ちたいというふうに言っております。

　これに対して、村としては、こちらの要求にはこたえないまま自分たちには協力しろというのは筋が通らない、県知事が意見書で求めた協定書を取り交わし、住民生活への影響が最小限となることが確保された後でなければ協力は難しい、そのようにJR側に申ししてきました。

先週、JR東海が県とともに役場の来庁し、道路改良に向けた説明会を開きたい旨、再度、要望がありました。その際、JR側から、道路改良工事だけではなく、環境への影響も含め、村民からの疑問に回答する、また、要望も聞くというふうな約束があり、また、測量等を実施し、改良後の道路状況を見定めた上でないと協定も交わせないとの説明があり、やむを得ず6月16日に中川村文化センターでJR東海が説明会を持つことを了承いたしました。

　議員各位初め多くの村民が率直な意見をぶつけてくださることを期待しております。また、今後、なし崩し的に工事が進められることのないよう、早い段階でJR東海と協定を取り交わしたいというふうに考えております。

　以上2点、報告といたします。

　さて、本定例会に提案する案件は、平成25年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告が2件、中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例など条例の一部改正条例が4件、中川村過疎地域自立促進計画の変更についてが1件、平成26年度中川村一般会計補正予算(第2号)など補正予算が2件であります。

　慎重なご審査をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさつといたします。

　よろしく願いいたします。

○議長

　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

　本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、4番 山崎啓造議員及び5番 村田豊議員を指名いたします。

　日程第2　会期の決定についてを議題といたします。

　本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

　この際、議会運営委員長のご報告を求めます。

○議会運営委員長

　過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

　皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月9日から13日までの5日間とするものです。

　次に日程ですが、議案第1号から議案第4号までの条例案件、議案第5号の一般事務案、議案第6号及び議案第7号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

　引き続き一般質問を行います。その際には、質問席の準備のため休憩をとっていただきますようお願いいたします。

　10日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

　一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

　11日は委員会の日程としますので、請願及び陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

　12日は議案調査とします。

　最終日の13日は、午後2時から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質

疑、討論、採決を行います。

請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノー上着、ノーネクタイとしますので、ご承知おきください。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、今定例会は、私ども、本任期の最終定例会となりますので、有終の美が飾れますよう、皆様方の議会運営に対するご協力をお願いいたしまして、以上、報告とさせていただきます。

○議長 1点お知らせしますが、予定表について未配付になっておりますが、今、後先になります配付されますので、お願いします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から13日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、去る3月定例会において可決された労働者保護のための法整備を求める意見書、各地区除雪作業費への助成を求める意見書、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へ提出しておきましたのでご了承願います。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について報告を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況についてにつきましては、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

○総務課長 それでは、報告第1号 平成25年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成25年度中川村一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰越明許費繰越計算書をごらんください。

翌年度への繰越事業、繰越額は、平成24年度事業費を平成25年度に繰り越したときに比べて約2割の増額となりました。

電子化推進事業のシンクライアント端末予備機購入は、当該機器の欠品により6月中の納品となることから54万6,156円を繰り越したものです。

企画総務費の上伊那広域連合負担金は、広域連合の行う子ども子育てシステム対応改修分が繰り越されたため、当村の当該負担金66万5,000円も繰り越したものです。

林道改良事業では、林道陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装工事が12月上旬の積雪、凍結、2月の二度にわたる豪雪による雪解けのおくれにより工事費総額2,349万2,940円を26年度に繰り越さざるを得なくなったものです。

村道新設改良事業では、2月の豪雪により、村道を初め村内の除雪に機械及び労力を振り向けていただき、また、工事箇所を除雪作業にも手間取り、これらの不測の日数を要したため、村道針ヶ平七久保線の工事がおくれ、工事費1,493万1,000円を繰り越したものです。

村道大草桑原線につきましては、県道西伊那線の崩落に伴う通行どめの迂回路として指定されたことにより、県道の復旧工事の完了からの着手となるため、工事費2,080万800円を繰り越したものです。

東西小学校管理費の東西小学校トイレ老朽化対策改修工事は、平成25年度、国の補正予算第1号による補助事業であり、交付決定及び起債の承認が越年し、年度内に着手できないことから総額9,028万8,000円を繰り越したものです。

財源ですが、特定財源が村道大草桑原線、東西小学校トイレ老朽化対策改修工事に係る国庫補助金4,157万5,000円、子ども子育てシステム対応改修分、林道陣馬形線に係る県補助金1,096万4,000円、地方債は、村道改良事業1,260万円及び村道新設改良事業2,260万円は過疎債、東西小学校管理費5,700万円は学校教育施設整備債です。

以上、報告いたします。

○建設水道課長 報告の第2号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり経営状況を説明する書類を提出し報告するものでありますが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては平成25年度の事業及び決算並びに平成26年度の事業計画、予算について、過日、理事会におきまして承認をいただいている旨、ご報告を申し上げ、詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 以上で諸般の報告を終わります。
日程第4 議案第1号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先ほど村長のあいさつの中にもございましたとおりであります。

特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正しまして、附則に2項を加えるもので、例規集につきましては723ページの附則第9項の規定によりまして、平成25年7月から平成28年3月までの間、第2条第1項の規定にかかわらず同項の規定による給料月額から村長にあつては100分の20、副村長にあつては100分の7に相当する額をそれぞれ減じて得た額としておりますけれども、さらに、この7月から9月までの3ヶ月間、この額から村長にあつては100分の10、副村長にあつては100分の5に相当する額をそれぞれ減じて得た額とするものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8番 (柳生 仁) ただいま村長のほうから、この業務委託代金の請求にかかわる村の姿勢について説明があったわけでございます。これは、さきの議会でも議員側からもいろいろ要望してきたわけでありまして、そうした中で、もう1点わからないことは、これ、教育委員会もかかっているわけでありまして、教育委員会としてどのような形で捉えたのか、また、今後の再発防止どうしたのかということもつけ加えて説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○教育長 このたびの業務委託代金等請求事件につきまして教育委員会で検証をしてきました。その中で、業務委託契約の性質について、お互いの認識に不十分があったこと、原因としては、教育委員会内の事務手続と雇用契約、採用方法に適性を欠いた点がありました。さらなる検証を進めてまいります。総括として、これらを厳しく反省し、今後、このようなことがないよう、事務局を指揮、監督する立場の教育長が訓告処分を受けました。その上で、教育委員会を代表する者として教育委員長が教育委員会の合議で訓告処分を受けました。

このたびのことにつきまして、ただいま提案されているように、村長、副村長初め村民の皆様にご迷惑をおかけしましたことをおわびいたします。

まことに申しわけありませんでした。

○8番 (柳生 仁) ただいまは説明をありがとうございました。

そうした中で、この業務委託などがございますけれども、とても重要な立場の方もいるかもしれません。そんな中で、契約がおくれた場合には、もう、その場できちんと切るという覚悟はあるかどうかというのは、前回、そういったこともあったりして、何となしに、こう、ずるずると来てしまった経過かと思っております。そういったことで、今度は、期日にきちんと契約できなければ、一旦、切るんだということの説明、もう一度お願いします。

○教育長 ご指摘の点を教育委員会でも検証、その上で検討いたしまして、今後につきまして

は、反省を生かし、事前によく協議し、納得が得られない場合には、4月1日、契約を結ばないという方向で考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○5番 (村田 豊) 私も、この問題について村側と教育委員会に、重複する点は避けたいと思いますが、お聞きをしたいというふうに思います。

特に、全協でも説明があり、また、臨時議会の中でこの案件について説明があった折に管理・監督責任等について問う気持ちはないのかということをお聞きをしたんですが、最初のうちはないというような答弁でしたが、何回か詰める中では、必要があれば提示をしていきますというような答弁があり、きょうの発議となったというふうに感じております。これは、それぞれ長側の熟慮の末、出された発議の内容だと思っておりますけれども、損害額に対しては適切であるかどうかというようなことについては疑問を感じます。

ただ、特別職の責任を示していただいたという点については評価をしたいというふうに思います。

そこでお聞きしたいのは3点ありますが、1点は、村側から原因者である教育委員会に対して発生責任を明確にするべきだというふうに思いますが、特に当事者の在職中の損害責任等は自主的に求めていくというようなことが他の事例等でもあるわけですが、その辺の帰責は教育委員会のほうへ村側からされたのかどうか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点は、教育委員会のほうへ、今、7番議員のほうから質問がありましたので、特に、既に退職をされている皆さんが今回は該当になっていることですが、自主的な配慮の対応が望まれるということが感じております。この点についての検討、協議がされているか、また、その時点まで言及した協議がされていないとしたら、今後、検討されるおつもりがあるかどうか、検討していただきたいと思いますが、その点をお聞きをしたいと思います。

それから、もう1点は、これは村当局、あるいは教育委員会に要望、提案的な要素で申し上げたいと思いますが、特に、こうした事案等々について、民事事案等につきましては、損害賠償の発生があった場合は、退職後も、在職期間中の事案であれば、当然、責任を明確にしていくということが必要だというふうに思います。例えば誓約書、あるいは労働契約書の中へきちっと明記をしながら取り組みをしていくという等が必要だと思いますので、他町村等の事例を参考にして、規定等を策定をして進めていくべきだというふうに思いますが、この点についてはどのように検討をされているかお聞きをしたいと思います。

すみません。議席番号を間違えました。先ほど8番の議員が教育委員会のほうへ質問をしたという点、すみません、訂正させていただきます。

○教育長 ご指摘の点でありますけれども、事件にかかわった人たち、既に退職をしております方たちにつきまして、その処分につきましては、教育委員会、考えておりません。

それで、教育委員会では、今後厳しく戒めをいただいたということで、現教育委

員長、教育長の訓告処分が議決されました。

今後の検討につきましては考えておりませんでしたので、必要な部分については検討いたします。

○副 村 長 私のほうから補足してご説明をさせていただきたいと思います。

1点目の村から教育委員会のほうに本人に対して自主的な返納をするよう指導したか、指導なり話をしたかということですが、こちら側から教育委員会のほうへ、そういったことを申し上げたことはございません。

ただ、前教育長のほうからは、そういったお話があります。今回、この議案を出すことによって、一定の責任というのは、私どもは取るわけでありますので、その整理ができた時点でご本人のほうからお話があるものではないかというふうに思っております。

それから、2点目の過去へ訴追、また、3点目で民事事案とおっしゃいましたが、行政案件というふうに思いますが、退職の後の責任を明確にする等、契約書等に記載をするということですが、処分のことにつきましては、ご承知のとおり、懲戒処分というのは、職員の一定の服務義務違反に対しまして地方公共団体がその使用者として有する包括的な特別権力関係のもとにおいて道義的責任を迫及して科する制裁ということであります。該当職員等が退職している中で、特別権力関係が消滅しているということから、もはや懲戒処分を行う余地はないというふうに解されるのが行政実例で示されているところであります。また、懲戒処分につきましては、遡及して行うことはできないというふうになっておりますので、職員に対してさかのぼって懲戒処分はできないということかなあというふうに思うところであります。

また、3点目にありました他市町村の状況というのは把握をしておりませんので、今後、調べてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 私は臨時議会の折にも申し上げたんですが、他町村の内容等を、やはり参考にということを申し上げたのは、実は、北安白馬で、例の公共下水のいろいろな問題がありました。その中で住民監査請求等々が出た中では、在職時点での下水道課長、水道課長に対する、そういった金額的な提示があり、自主的にそれぞれ判断をした対応をしてほしいというようなこと等が出ているわけですので、あるいは、また、そのほかの裁判でも、勤務在籍期間中の損害について、辞めてしまえば多額の損害額を行政へ与えても負担をしなくていいということじゃなくて、やはり、これはきちっと決めておくべきだというふうに思うわけですので、その点は十分な配慮をいただくように、規定等について、あるいは労働契約、誓約——誓約書ですか、誓約書等へも、きちっと他の企業等ではうたってあるわけですので、連帯保証人まで責任が行くような誓約書内容等々がうたわれているわけですので、その点は、十分反映をさせていただきたいと思います。

○副 村 長 白馬村の例もお出しになりました。ただいまご質問いただきましたのは、最後のほうのお話の雇用契約等についての契約ということになるかと思いますが、これにつ

きましては、地方公務員法において本人が職務に当たる場合の誓約等を受けておりますので、改めて、そうした雇用契約書というものは、今までは取ってきていなかったということでございますし、他の町村においても同様ではないかというふうに思うところでございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村保健センター条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは第2号議案について説明させていただきます。

例規集は2巻の651ページになります。

本案は、児童福祉法に基づく療育事業の放課後等デイサービス事業を民間事業者が保健センターを利用して行えるようにするための改正です。

当村では、療育事業として乳幼児期を対象とした遊びの広場さくらんぼ、保育園年齢期におけるおひさまくらぶを村直営事業で行っておりますが、就学期以降は民間事業者の障害児支援サービスに頼らざるを得ません。発達支援のお子様には長い目で継続的な支援が必要ですが、村内には事業所がないため、入学後は飯島や駒ヶ根まで通わざるを得ない状況です。そんな中、昨年11月、飯島町の事業所の放課後等デイサービスに通う保護者の皆様から、ぜひ村内に事業所をとの要望を署名とともにいただきました。検討いたしました結果、村としても学童期の療育支援の充実が必要と判断をし、村内でのサービス展開に意欲のある事業者に対して放課後等デイサービスの事業所開設を働きかけてまいりました。放課後という限られた時間のサービスですので、これだけで事業者は自前で施設を構えるわけにはいきません。既存施設を借用して事業の展開をすることになります。当該事業者は、飯島では町の文化施設を利用して事業を展開しております。当村では、地区の集会所まで含めて検討をしていただきましたが、なかなか適当な施設が見つからず、最終的におひさまくらぶを行っている保健

センターが最適なので何とか利用できないかということになりました。一般事業者が行政財産を利用して事業を展開するという形態になりますので慎重に検討いたしました。東小学校に近接し、児童の通所に適することと障害児にとってなじみがある施設であるということから、保健センターを事業の場所とすることを認めることとし、裏づけとなる保健センター条例を改正することといたしました。

では、具体的な改正箇所について説明いたします。

第1条では、施設としての保健センターの役割に障害者等の支援を加えるものであります。

今回の改正では、障害児の支援が目的であります。現在、既に精神障害者向けの事業として憩いの家スイートピールームを保健センターで行っておりますので、ここでは障害者等とまとめた表現にいたしました。

次に、行政財産を一般事業者の利用に供するためにつけ加える第4条では使用の許可に関する事項を、つけ加える第5条では使用料について、それぞれ規定するものです。使用料の1回700円は、介護予防センター西館の大広間の例に従いました。

なお、誰にでも貸し付けるというわけではなく、保健センター業務で使用しない時間に第1条の目的に沿ったものであって、何よりも住民の要望のある事業に限って運用してまいりたいと思います。夜間の貸館は全く考えておりませんので、現実的には本件の目的としている事業以外に貸し付ける余裕はないと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8 番

(柳生 仁) 問題じゃなくて、字句でございますが、4月だったか、障害という言葉がこれからきちんと見直していこうと、それで漢字はやめようということの報告があったかと思えます。こういったところから使っていいたら私はいいかと思えますけれども、障害者については、こういった言葉も、公的には、もう既に平仮名に直してもらっていてもいいのかなあと思っておりますので伺います。

○保健福祉課長

ご指摘のとおり、障害の害という字につきましては平仮名化をしていこうということで村としても方針を決めたところであります。

今回も検討をいたしました。障害という言葉が、法律上、障害者に関する法律、児童福祉法、両方とも、現時点では漢字が使われているということから、今回の条例に関しては害の字を漢字として使うこととしたものであります。

もう一度、ご質問のご意見の趣旨につきましては十分理解をしておりますので、今後の文章のあり方については反映をまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは議案第3号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため本案を提出するものであります。

例規集第2巻1721ページからですが、第9条の2第1項第2号、後段のただし書きで介護補償を行わない場合を規定しており、その1つが第2号に規定している障害者支援施設ですけれども、引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により障害者支援施設の引用条項が第5条第12項から第5条第11項に改められたため改正するもので、平成26年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 中川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第4号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため消防団員の退職報償金の支払額を増額する必要があるとの理由により消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する政令が改正されたため本案を提出するものであります。

例規集第2巻1851ページからですが、第2条により退職報償金の支給額を規定していますが、年数、階級に応じた支給額は1862ページの別表で規定しています。この別表を、今回、改正するもので、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員から適用するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第5号 中川村過疎地域自立促進計画の変更についてご説明させていただきます。

提案理由ですけれども、過疎地域自立促進計画の一部を変更するため過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により本案を提出するものであります。

過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後の比較表を裏面につけてございますので、ごらんください。

今回の変更は、1つは産業の振興の観光、レクリエーションの記述のその対策及び

事業計画の中に、新たに村内にある9カ所の都市公園について防災、安全のための施設長寿命化整備計画の策定を加えるものです。

もう1つは、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の道路の記述のその対策及び事業計画の中に、新たに舗装点検やのり面点検といった道路ストック総点検事業を加えるものです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第6号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条で予算の総額に8,600万円を追加し、総額を31億2,800万円とするものであります。

地方債の補正は第2表 地方債補正によるものでございます。

今回の補正は、議案第1号にかかわる特別職と4月の人事異動に伴う一般職の給与費関係や、4月以降、国・県の補助金の交付決定があったことに伴い事業費を追加するものが主なものでございます。

4ページをごらんください。

第2表 地方債補正、追加であります。耐震性貯水槽建設事業、東小学校、竹ノ上へそれぞれ1基ずつの建設ですが、国庫補助の対象となったところから国の補助残分を一般補助施設整備等事業債の起債を起こすものであります。限度額は590万円であります。この起債の充当率は90%、交付税参入率は50%であります。

7ページをお願いいたします。

歳入、15款の使用料及び手数料で衛生使用料3万2,000円の追加で、先ほどの議案第2号にかかわるものでございます。単価700円で年間46回を見込んだところでござ

います。

8 ページ、16 款 国庫支出金であります。総務費国庫補助金で 1,743 万 7,000 円
であります。説明欄の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は 471 万 5,000 円の減
額でございますが、バス運行事業の補助対象となる期間が 10 月から来年の 9 月までで
ございまして、補助金は来年度の歳入となることから減額をするものでございます。

次のがんばる地域交付金 2,215 万 2,000 円であります。これは国の平成 25 年度補正
予算で創設され、第 1 次の交付限度額の通知があったことによるものでございます。

民生費国庫補助金 531 万 9,000 円であります。地域介護・福祉空間整備等施設整備
交付金でございます。小規模多機能ホームはっぴーかつらと宅幼老所かつらが行うス
プリンクラーの整備に対する補助で、補助率は 10 分の 10 であります。

消防費の国庫補助金は 538 万 6,000 円であります。消防防災施設整備費補助金で、
耐震性貯水槽、先ほどの東小学校、竹ノ上、設置分で、補助基準額の 2 分の 1 の補助
となります。

教育費国庫補助金は 257 万 4,000 円であります。学校施設環境改善交付金というこ
とで防災機能の強化事業補助で各学校に防災倉庫を建設するものでございまして、補
助率は 3 分の 1 であります。

9 ページであります。

県支出金のうち農林水産業費県補助金 1,311 万円、このうち農作物等災害緊急対策
事業が 1,445 万円であります。平成 26 年 2 月の大雪により被災した農業用施設の撤去、
復旧に対する補助でございます。

下の震災対策農業水利施設整備事業につきましては 134 万円の減額であります。が、
ため池点検を行う事業補助を見込んでおりましたが、小規模なため池は補助事業から
除外されたため減額するものであります。点検につきましては一般財源で対応するこ
ととなります。

総務費委託金は 2 万 5,000 円で、経済センサス工業統計調査の追加分であります。

10 ページについては寄附金で、防火水槽工事分、竹ノ上分の寄附金となります。

11 ページ、繰越金であります。今回、補正の歳出財源分として 3,379 万 7,000 円
を前年度繰越金を見込むものであります。

12 ページ、諸収入であります。雑入で 177 万円あります。消防団員退職報償金に
つきましては、特別消防団員、第 1 期者が 5 年を経過し退職するという事になった
ため、退職者が当初見込みより 5 人増えたことによる追加であります。

下の市町村振興協会交付金につきましては、コミュニティー助成事業が認められた
ための追加で、消防団員の装備品充実に充当をいたします。

13 ページ、村債であります。4 ページの地方債補正で説明したとおりの耐震性貯
水槽建設事業の起債の発行でございます。

14 ページから歳出をお願いいたします。

各費目にわたりまして、冒頭、説明いたしました人事異動等に伴う給与費の増減が
ございます。内容につきましては 34 ページからの給与費明細書にそれぞれ増減額の理

由を載せてありますので、各費目に計上分の説明は省略をさせていただきたいと思
いますので、よろしく申し上げます。

まず、15 ページ、総務費、一般管理費であります。このうち委託料で 50 万円
あります。賠償案件等弁護士委託料というふうに記載をしておりますが、村政の遂行
に生じます法的疑義のある諸問題の解決の指針となります指導、助言につきましては、
県町村会で実施している町村行政法律相談を利用してきました。これからも利用して
いくことを基本といたしますが、議員の中からもご意見をいただいておりますように、
さまざまな問題が発生した場合に、個別、具体的な相談をスムーズに行えるように、
あらかじめ弁護士委託料を計上するものでございます。上伊那郡下の町村で顧問弁
護士をお願いしているところは、飯島、中川以外の 4 町村でございます。その契約の方
法につきましては、年間相談料としているところ、また、個別案件ごととしていると
ころ等、さまざまでございます。計上しました金額につきましては、お聞きした年間
相談料のおおむね 9 ヶ月分相当ということで計上をいたしたところでありまして、契
約の方法につきましては、個別案件でいくのか、年間相談料とするのかにつきましては、
現時点で事案が発生しておりませんので、発生した時点で考えていきたいというふう
に考えております。

会計管理費 69 万 2,000 円あります。OCR、光学式の文字読取装置であります。が、
これが Windows XP で動いており、XP の保守期限が切れたということから
バージョンアップをしたいというものでございます。

16 ページの財産管理費 8 万 9,000 円につきましては公有建物災害共済保険料で、掛
け金の消費税率アップに伴う不足分の追加でございます。

村づくり事業 11 万 5,000 円につきましては獣肉加工施設のパンフレット、ジビエの
PR 用チラシの作成業務であります。視察も多くなっており、視察の問い合わせもあ
ります。そういったことで、視覚的に紹介をしたいことと、ジビエ肉等販売の営業用
の PR チラシで、各 5,000 枚を作成するための委託料でございます。

バス運行事業につきましては 291 万 6,000 円あります。平成 26 年度中川村地域公
共交通運営に関する支援業務であります。バス等の運行に対する住民説明会の開催、
また、運行時刻の見直しなど、総合的な村の公共交通運営について委託をするための
費用であります。

17 ページの防犯対策費 3 万円あります。防犯灯 2 灯の改善費であります。

18 ページをお願いいたします。

18 ページの指定統計費につきましては、先ほどの交付決定のあった分の追加でござ
います。

19 ページの中ほどから下の老人福祉業でございます。531 万 9,000 円あります。
歳入で説明したとおりであります。1㎡当たり 9,000 円の単価補助ということで、
全額、国庫補助金であります。補助先は NPO 法人かつらになります。

20 ページをお願いいたします。

老人福祉施設管理費 154 万 7,000 円あります。介護予防センター西館の防火管理

者講習テキストは、人事異動に伴い防火管理者の設置が必要となったことに伴うテキスト代であります。

修繕料、高齢者憩いの家のオイルタンクの修繕につきましては、経年劣化が見られるための修繕でございます。

その下のいわゆる荘電気保安業務につきましては、昨年度、設置の非常用予備発電装置によります契約業務量の増加に伴う追加であります。

21 ページの中ほど、水道事業費 2,215 万 2,000 円ではありますが、配水管工事負担金でがんばる地域交付金を充当するものでございます。

23 ページをお願いいたします。

農業振興費 1,891 万円のうち農業振興事業は 1,871 万円であります。2 月の大雪により被災した農業用施設の撤去、復旧に対する補助金で、被害施設は 10 棟、対象者は 7 人、総事業費は 2,128 万 1,000 円ということで、約 1 割が自己負担となります。村からは補助対象撤去費の 25%、復旧費の 20%で 420 万円余りの一般財源を充てることとなります。

農業施設管理事業 20 万円ではありますが、西ヶ原農村交流施設の舗装修繕で駐車場のうち 65.8 ㎡のオーバーレーを行うものであります。

24 ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金 61 万 6,000 円であります。共同活動の支援交付金につきましては新規地域として三共、下平、西ヶ原が、また、向上活動支援交付金は新規に下平、西ヶ原地区が取り組むこととなったことによる追加でございます。

25 ページの商工振興費の商工振興事業 50 万円ではありますが、空き店舗の活用推進事業補助で、当初、1 件を見込んでおりましたが、追加で 1 件が見込まれることから補正を行うものであります。

観光施設管理事業 16 万円につきましては、陣馬形山の記念碑移転工事であります。陣馬形山への来訪者が多くなり、駐車スペースを確保するために、元陣馬形牧場管理小屋前にあります記念碑を移転し、駐車場の確保を図るものであります。

26 ページにつきましてはありますが、ふれあい観光施設管理事業 151 万 2,000 円あります。

望岳荘の手洗い槽の修繕につきましては、3 月、保健所の指導で、手洗いの際、自動で水が出る仕様にすることが必要となったための手洗い槽の修繕を行うものであります。

また、その下の工事請負費につきましては、望岳荘の非常照明器具バッテリーの取りかえということで、これも定期建物点検でバッテリーの交換時期に来ているとのことで 35 個を取りかえる工事でございます。

飛んで 28 ページをお願いいたします。

28 ページ、消防費の常備消防費であります。729 万 4,000 円あります。伊南行政組合の負担金であります。防災行政無線工事と消防広域化負担金及び公債費の計上となります。

非常備消防費は 306 万 4,000 円であります。消防団員退職報償金につきましては、特別消防団員 5 人の退職があり、追加をするものであります。

その下の消耗品等につきましては、消防団の装備品の充実を図るために要望をしておりましたコミュニティー助成事業の該当となったことによりまして団員用の安全靴 179 人分の購入が主なものでございます。

備品購入費の 100 万円につきましては、7 部の積載車を当初予算 1,000 万円で計上してございますが、ポンプの操作機能向上で全自動化を図るために追加を行うものであります。

その下の消防施設事業 1,200 万円ではありますが、防火水槽の設置工事ということで、耐震性の防火水槽 40 t 級 2 基の設置工事費であります。

29 ページ、教育費であります。ALT 事業につきましては 125 万円の減額であります。英語指導助手が 3 月末で退任し、8 月から新たな英語指導助手を迎えることになったことに伴う 4 月から 7 月までの 4 ヶ月分の報酬の減額、それから、当人は帰国しないための旅費の減額と新たな指導助手を迎えるための経費になります。

30 ページをお願いいたします。

東小学校管理費、西小学校管理費、中学校管理費につきましては、それぞれ同様の内容と同額になりますが、用務員につきましては、9 月まで業務委託契約としておりますが、以降は見直しを行い臨時雇用とするための節間の変更であります。

役務費、工事費、工事請負費は、学校施設環境改善交付金の対象となったことから、屋外の防災施設として防災倉庫を建設するための費用であります。各校 1 棟で約 35 ㎡のものを建設したいとするものでございます。

32 ページであります。

歴史民俗資料館の管理事業でございますが、用務員につきましては、これも、学校と同様、業務委託契約から臨時雇用契約に変えるための補正でございます。

33 ページ、14 款 予備費で収支の調整を行うものでございます。

給与費明細書及び起債の関係についての調書については、ごらんをいただいたとおりでありますので、よろしくお願ひします。

特別会計は担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

失礼しました。一般会計分についての説明を終わりといたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8 番

(柳生 仁) 今、説明があったわけではありますが、私は、補正でもって期待をしておったのが、3 月に除雪費用を地区にっていうことでもって議員発議しまして、先ほど議長のほうから長側へ出したよという説明があったわけでもありますけども、こういったものはどのようになっているか伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○村 長

一般質問のほうでも、ヨーロッパで行ったときのいろんなことを質問いただい

りますけども、ちょっと感じたのはですね、向こうで、例えば、その自然エネルギーの取り組みなんかも、10年後、15年後のシミュレーションも含めて、地域の人たちが自分たちで計画を立てて、資金調達、その経済的な見込み等々も立ててやっておられると、そういう、こう、地域の自立性というようなものが、地域の経営をしていくということが、やっぱり大変大事なのかなというふうに思っておりまして、それで、災害についても、災害が、何かがあったたびに、それについて出すっていうふうな考え方よりも、前にも全協だったかで申し上げましたように、地域の中ですね、いろんなことがあっても対応できるような形での計画をつくって、やって、ある程度、その何かがあったときの、具体的に言うと予備費みたいなものを持ちながらやっていくというふうなことが地域の自主的な経営ということではいいのかなというふうなことを考えておりまして、ですので、こう、何かあるたびに、その分ですっていうふうなことではなくて、それだとしたら、もう、別に何も考えなくても、何かあったら村に言えばいい、国に言えばいい、県に言えばいいっていうような形ではなくて、ある程度、大変な事態が起こった場合は考えなくてはいけないかもしれませんが、そんなふうなことを考えておりまして、つまり、だから、具体的にはわかりませんが、来年度の、その、何ていうんですか、土木費とか、そういう、そちらの地区費のほうを、少し、何かそんなふうなことも考えながらやってくださいねというふうな形のものも考えていくっていうほうが、村にとってはそのほうがかえってコスト高なのかもしれませんが、そういう、こう、地域の自主運営というふうなことを図っていただけるっていう方向のほうがいいのかなというふうなことを考えておりまして、その都度っていうふうな形はしないほうがいいのかと考えた次第でございます。

○議長 ほかには質疑はありませんか。
○5番 (村田 豊) 何点が聞きたいと思います。

1点は、15ページあります弁護士費用の50万円の関係ですが、私、これは、今後を考えると必要かと、必要だというふうに思いますが、特に今回あった裁判のような事案等からいきますと、労務関係については、駒ヶ根市も飯島等々、伊那市等についても、社会労務士への、まず、委託をしながら、その段階で裁判のほうになった場合はどうするかというようなことも検討され、社会労務士で解決できる問題については、この労務関係、特に、その中で対応しているということをお聞きしますが、その点についてはどのように考えておられるのか、いきなり弁護士費用に行くのかどうか、これが1点です。

それから、もう1点は、先ほどありました望岳荘の非常用電源のバッテリーですが、35カ所を変えたということで124万円ということですが、これはどのくらいの期間で交換をしていくのかお聞きをしたいと思います。

それと、もう1点は、30ページのところの学校用務員の委託費についてですが、委託から臨時雇用に変えていくというようなことで話があったわけですが、委託から臨時雇用に変えるについて、どのような費用的な差が出てくるのかどうか、これは、公民館も、1つの事例も含めて、どのくらいの差が出てくるのかお聞きをしたいと思います。

ます。

それと、もう1点は、20ページのところの西館の防火管理講習テキスト代ですか、これ、私が違っておったらいかんですが、150万円とありますが、これ、金額的に、こんなに大きな数字がかかるのかどうか、「テキスト代は8,000円です」と呼ぶ者あり)8,000円だったかな？それじゃあ、私が違っておったかな。すみません。それは下のオイルサービスタンク修繕費ですね。すみません。150万円ってというのは。そのオイルサービスタンクについて150万円ってというのは修繕費ということですが、この、こういった大きな金額がかかる内容についてお聞きしたいと思います。

○副村長 1点目の弁護士費用の関係のことでございますけど、ケース・バイ・ケース、また、ステップの段階がございまして、いきなり弁護士へ行くのかということでございますが、先ほど冒頭で説明の中で申し上げました町村会等の行政相談、また、それぞれ弁護士さんへお話しする場合についても、それじゃあ、こういった問題については、こういった専門の方がいいよということのアドバイスをいただければ、それぞれ、その部分でお願いするということございまして、ケース・バイ・ケースで、それぞれ専門的な方々をお願いをしていくことになろうかなあとと思いますが、最終的に法的な部分で判断を仰ぐ場合については弁護士さんのほうにご相談をしていくということになるかと思っておりますので、幅広く委託料として考えているところでございます。

○保健福祉課長 老人福祉施設管理費の修繕料のオイルサービスタンクの修繕料に関することですが、これはオイルサービスタンク自体の取りかえになります。オイルサービスタンクの機能としては、外にある貯蔵がメインの貯蔵タンクからボイラーに行く中間にありまして、直接的にはボイラーに燃料を供給しているタンクになりますが、近くの機械隅に設置をしてあるものであります。設置以来25年を経過しておりまして、その間、何ら部品の取りかえ等はしてきておらないということでもあります。現状、オイルサービスタンクからボイラーに向かう配管の継ぎ目からオイルがしみ出していると、下の漏油堤に若干たまって、2cmほどたまっているという状態になっております。そのままであれば大量の流出には至らないかというふうに思うわけですが、役場の1件もございましたので、危険が指摘されているのであれば早急に対策をしたいということで、対処方法を業者とも協議をいたしました。ただ、製品自体が非常に古く、そこを直した、1カ所の継ぎ手を直したからといってとまる保証がないということで、タンク自体を、この際、交換するのが最もよいというふうに考えました。

なお、平成25年度において憩いの家の改修に関する実施設計を行ったところでありますけれども、その設計の中では、この部分は既存施設をそのまま使うという設計になっておりますので、今回、交換したとしても無駄になるものではないというふうに理解をしております。

○振興課長 望岳荘の非常照明のバッテリーの件でございますが、先ほど副村長からご説明を申し上げますとおりの、今回、3月に行った建築基準法による建物の定期検査の結果、交換が必要と指摘を受けたものでございます。これにつきましては、ちょっとはつきりした、そのバッテリーの寿命といえますか、交換の期限というのが明確ではござい

ませんが、いずれにしましても、建物それぞれのケース・バイ・ケースというようなこともございますが、定期的に検査を行ってございますので、その時点で交換が必要ということになりましたら対応していくということをお願いをしたいと思います。

○教育次長 補正予算でご質問のありましたところについてお答えさせていただきます。

教育関係で用務員さん等4名の方、委託でありまして、9月末まで委託、10月1日以降については雇用契約を結ぶという前提で、今回、補正を出させていただいております。30ページの東小学校、西小学校、31ページの中学校、それから32ページの歴史民俗資料館、4名でありますけれども、補正予算額、ごらんをいただくとおわかりですけれども、委託料の額を賃金のほうへ振りかえる、今回、補正をさせていただいております。1,000円未満について、端数がありますので1,000円の誤差はありますけれども、科目がえをしたということでもあります。それ以外の費用の差につきましては、現在、健康保険、雇用保険につきましては自分持ちでありますけれども、10月以降については、本人の希望により、健康保険については2分の1が事業者負担等、発生をする場合があります。それから、雇用保険につきましては、失業保険ですけれども、加入をするということで、そういった部分で、費用の負担の増加は10月以降あります。

○議 長 以上です。

ほかに質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 平成26年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第7号平成26年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支では総係費の不足を計上するものであります。

また、資本的収支では一般会計で繰り出しの補正がありました分の追加と建設改良費を増額して計上するものであります。

予算書本文、第2条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に4万円を追加し、総額を1億548万8,000円とするものであります。

また、第3条で資本的収支の資本的収入の繰入金に2,215万2,000円を追加し、資本的支出の建設改良費には2,400万円を追加、収入総額を2,345万2,000円、支出総額を6,000万円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,654万8,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

1ページ以下、法令に定める補正予算に関する説明書を添付してございますが、8ページをごらんください。

予算の実施計画明細書であります。

収益的支出では、営業費用、総係費の法定福利費を4万円増額をいたします。

続いて9ページ、10ページの資本的収入支出であります。資本的収入の繰入金として、一般会計補正予算の保健衛生費からの負担金であります。2,215万2,000円を計上いたしました。国のがんばる地域交付金を追加したものであります。

10ページの資本的支出であります。建設改良費の構築物配水設備の配水管布設工事費に2,100万円、機械及び装置のポンプ設備更新に180万円、調査費の配水管測量設計費に120万円を追加するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時45分とします。

○議 長 [午前10時27分 休憩]

[午前10時45分 再開]

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

5番 村田豊議員。

○5 番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました2点についてお聞きをしたいと思います。

1点目は、美しい村づくりの今後の取り組みについてということで、特に、5年間の期間が過ぎ、第2ステップの次の5年間に入ったわけですが、条例の中で基本的な考え方を示されておりますが、この点について、どうみんなで育てながら生かして進めていくかということが大切かというふうに思います。村民の皆さんに理解をいただきながら、協力を得ながら進めていくと行くことが必要というふうに感じております。

まず、1点目として、良好な景観を守り、向上を図るにはということで、特に村が実施をする景観形成向上の当面の取り組みはということで、前々回等にも何回かお聞きをしておりますし、私のほうから発言もしておりますが、公園の充実にどのように取り組むかと、きょうも過疎の計画の中への9公園に対する公園の充実というふうなことがうたわれて、内容的には来るかというふうに思いますが、私は、5年たった次の5年のステップですので、できれば低花木の植栽等々で、さらなる公園の充実を進めていってほしいというふうに思います。

特に、声を聞きますと、現状ある大草城址公園については、相当、整備されておりますが、坂戸公園ほかにつきましては、やはり、もう少し樹種等々を増やすことが必要じゃないかということも言われておりますし、河川公園につきましても、水を生かした樹種、あるいはまたクリンソウやアヤメ等々の樹種等を生かすことも必要じゃないかというふうに思います。この点について、まず、最初にお聞きをしたいと思

○総務課長

私のほうから概要を答えさせていただきますけれども、この条例ですけれども、自然と人々の営みによりつくられた村の景観を対象としており、公園のみならず、村が管理するすべての施設も含まれます。公園など一部の施設は、地域の皆さんの協力を得ながら管理されているものもありますが、村が管理する施設は率先して良好な景観の形成を図るように努める必要があると考えております。

具体的な内容につきましては、まだ、詳細が決まっているわけではありませんけれども、先ほど議員の質問の中にもありましたとおり、長寿命化計画、これは既存の施設等の老朽化対策、そういった部分もございます。そういった中では、今後、内容を煮詰めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○5 番

(村田 豊) 当然、具体的なことはこれからだというふうに思いますが、できるだけ幅広い中で行政側としての試案等を充実した内容のものを立てていただきたいというふうに思います。

特に、組織的にもあります、それぞれ、なんじゃもんじゃ等々につきましても、具体的には育苗等をしながら、苗等の育成を図り、拡大していきたいということ等がございます。

そこで、花や花木での景観形成向上はということで、中川の場合は、それぞれ桜がメインになっておりますが、ツツジだとか、特に他町村へ行きますと、ヤマボウシ、花桃等々が盛んに植えられております。そういう点では、そういったクチナシだとか、簡単に繁殖しやすいような樹種の花木を増やすことを、ぜひ考えていただきたいと思

いますが、公園を優先的に充実を図りながら、苗等が育成されて余ってきたら村内の希望者へ配布するというようなことで、5年計画くらいで育苗組織の育成を図っていく考え方があるかどうか、その点、お聞きしたいと思います。

○総務課長

村全体の環境を考えたときに、やはり、一番、この条例で基本としている点につきましては、村民のみなさんがみずから景観形成の主体であることを認識していただき、良好な景観形成及び環境の保全に努めていただくというふうに考えております。

確かに、ただいまおっしゃられた村田議員さんからの提案も非常に重要な部分というふうに考えておりますけれども、現在、この近年、米の生産調整等の関係で、非常に自己保全管理とか、あるいは自己保全管理田が荒廃化してきたという中では、振興課のほうを中心に米政策を推進しまして、ソバや花木の栽培が増えまして、遊休農地の解消とともに景観形成に貢献されているということが言えるかというふうに判断しております。

また、中山間直接支払や従来の農地・水保全管理支払交付金から、今年、移行した多面的機能支払においても、農地や水路、農道ののり面の草刈り、あるいは遊休農地発生防止のための保全管理、植栽活動など地域資源の保全活動が対象事業となっており、これらの事業の活用による景観形成が進められればという期待もしているところであります。

また、住民の皆さんの自主的な取り組みとして、国道や県道、道路沿いに花を植栽している例も村内各所にございます。今後、村内へ、さらに広がることを期待しているわけであり、これらの活動を推進していく上では、住民の皆さんなどへの先進事例や優良事例の紹介、あるいは必要に応じて視察等もしながら広めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○5 番

(村田 豊) これから細かい点を決めをしながらという、細部の各論を決めながら進めていくかというふうに思いますが、特に、具体的な、ある程度、5年間くらいの計画を立てながら進めていくというふうなことで、それぞれの委員会が、今度、景観形成委員会ですか、できるわけですが、そこで発議された内容ということじゃなくて、行政は行政としての、一つの、ある程度原案を持ちながら進めていっていただきたいと思いますが、できれば、花木を、ぜひ村内全体で進めて、植えつけをするような啓蒙が必要だというふうに思いますので、その点は組み込みをしていただきたいと思

(2)番として、村民が取り組む景観形成ということで特に3点挙げてありますが、2点目の構築物に対する基準、細部の方向づけがということについては、条例の中で細かくうたわれておりますので、この点は省かせていただきたいと思

特に最初の農地や山林等、所有地の適正な保全管理にどう取り組むかということだと思います。美しい村として、外部から入ってこられたときに、きれいな整備が、それぞれの所有地がされているなあというふうなことは、美観の中で一番大事なことだというふうに思いますが、特に、荒廃農地等については、現在、優良農地の中でも相

当発生をしてきているわけですので、これは集落ごとの助成施策の活用をということで、先ほどありました日本型支払、直接支払等が畑地にも適用になるということで、3集落が取り組みをされるわけですが、それぞれ水田等々の取り組みを、関連を含めて、多面的な機能支払等を活用をして、集落ごとで、やはり、そういう点での利用をしながら景観形成を維持し、保存をしていくということが大事だというふうに思います。

そこで、特に、宮田等は荒廃農地が1%というようなことで、これは営農組合活動の一つの効果だというふうに感じておりますけれども、そういう点では、集落ごとの、やはり、申し合せ、取り組みということがこれから大事になってくるというふうに思いますので、その辺の十分な活用をいただきたいと思います。

それから、農地周辺の山林の保全管理の啓蒙等は十分していく必要があると思いますが、特に竹林が、大分、山林等へ入り込んでおりますので、これは、できたら、山の日を作業日として村内一斉に管理をするというような、特に長野県の場合は、7月21日ですか、信州山の日というような日が設定されるということ等もお聞きしておりますので、そんな取り組みを進めていくことが必要だと思いますし、豊丘のように、どうしても竹が生えてくる所については、現在ある品目をよして、竹を生かしてタケノコ狩りというような観光へ結びつけているケース等もありますので、そんな点の組み立てを、ぜひお願いをしたいと思いますが、この中で荒廃農地の解消の取り組みをどうするかということ、それから、山の日を、この利用をして、村内一斉に、ある程度、みんなで農地周辺の山林の保全管理に日を充てるというようなことの計画を組み立てができるかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課長

今、質問の内容、詳細な説明をしていただいたんですけども、農地等の管理につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、今後、補助政策等を使いながら地域でも取り組みをしていただくと、これについては、非常に、うちでも補助事業の活用による保全管理を進めていく必要があるというふうなことについては同様に考えております。

あと、竹林につきましては、昨年からNPO法人夢里人が県の補助を受けながら、本年度も、一応、計画段階では10haの整備というようなことを計画しております。その成果が期待されます。

また、山林につきましては、全国的には、まだまだ始まったばかりで取り組みが行われているところも少ないわけですが、保全のための伐採によりまきストープ用のまきとして活用するといった民間の取り組みも行われ始めてきております。今後、そういったものの導入につきましても検討をしていく必要があるというふうに考えております。

提案のございました山の日、この日に村民全員による山の保全をというご提案ですが、これにつきましては、今後、考えていく一つの材料かなというふうに受け取らせていただきます。

以上です。

○5 番 (村田 豊) それでは、②については省きまして3のことで、村民が全員参加できる景観形成向上策の進めを進めていくにはという点についてですが、特に条例ができました。細かく内容等が決められていること、これから決めながら村民の皆さんに理解を深めていく内容等があるかと思いますが、やはり、私は、村民の多くの皆さんに情報を提供をしながら意識づけをしていくには、わかりやすい情報提供が必要ではないかなあというふうに思います。そういう点では、条例を、絵をつけてありますが、図示をしながら解説をして、住民の皆さんに理解をしてもらうというような運動、情報提供が必要だというふうに思います。特に、中川村全体を美しい村にふさわしい村としていくには、やはり全員の皆さんに、1人でも多くの皆さんに参加をしてもらうということを、この5年間で全戸へ啓蒙をしていくという、参加啓蒙をしていくということが大切だと思いますが、この点について具体的なわかりやすいチラシ等の、言ってみれば提供を近々にする考え方があるかどうかお聞きをしたいと思います。

○総務課長

この条例につきましては、一部を除いて、この4月1日から施行しており、住民の皆さんや関係団体、事業者などへの周知のため、(概要版掲示)こういった概要版を作成して4月にお配りしております。これ、広報と一緒に配りましたものですから、なかなか住民の皆さんにしっかり見ていただいているかもしれませんが、村のホームページのほうへも掲載させていただいております。まだまだ理解されていない住民の皆さんも多いかと思いますが、今後も広報誌やCATVの自主番組、それから村のホームページなどを活用しながらの啓蒙、あるいは機会を捉えての説明が今後必要というふうに考えております。

また、良好な環境及び景観の形成に関しまして、必要な事項を調査及び審議するための景観審議会につきましては、既に委員の選考を終えまして、6月中旬に第1回の審議会を開催し、取り組みを進めていくことになっております。先ほどもちょっと申しましたけれども、私たちのほうでも、誰でも、近い場所での先進事例、優良事例等を自分たちも勉強するとともに、また、そういった事例について住民の皆さんにも紹介しながら、住民の皆さんの理解を深めていただく、当初は、そういう活動が今後の成果に対しては非常に重要かというふうに考えております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) それでは、今まで内容をお聞きしたような中で、特に支援策等を具体的に検討をされているかどうか、今後、具体的な骨組みができた時点で支援策等の検討がされるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長

条例の制定にあわせまして美しい村づくり事業補助金を新たに制度化しております。そんな中では、景観育成事業、これは地区住民団体または事業所等が景観の育成を図るために実施する事業を対象にしております。

それから、景観を逆に阻害するような廃屋等、これにつきましては、除去・改修事業ということで、適正な管理の要請あるいは勧告を受けた建物等の所有者または管理者が当該建物等をみずから撤去または改修する事業を対象にしております。

それから、景観保全資産等保全事業につきましては、景観保全資産等の所有者、地

区または住民団体等がその資産を保全するために実施する事業に対して補助金を出すものです。

それと、看板類の撤去・更新事業ということで、景観に配慮して看板類の撤去または更新を行うものに対して補助するものであります。

こういった補助金を制度化しております。

それから、従来からの特色ある地域づくり事業補助金も内容によっては活用できますし、また、村の事業よりも大きなものをやるような場合には、県の元気づくり支援金、こういったものも可能かというふうに考えております。

それから、先ほど来、出てまいっております中山間直接支払制度や多目的機能支払制度、こういった中でも取り組める活動もございます。

庁内でも横の連絡を密にしながら、村として活用できる補助制度をまとめまして、住民の皆さんへ紹介していくことも必要というふうに考えております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) それぞれ、今、取り組んで、条例の中で取り組んでいく内容等が説明があったわけですが、具体的に、補助制度等々を含めて活用をしていくことを十分配慮をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどのチラシ等々の提供の中で、やはり、具体的には、住民の皆さんからの意見を募集をしたり、あるいはまた集落全体の場合、どのような考え方で保全や美化に努めていくかというようなこと、それから、個々の所有地についても、やはり適正な保安全管理をしていくにはというようなことの指標等も多少は示していくことが必要ではないかと、荒廃地等を含めてですね、必要ではないかというふうに感じますので、その点も、今後、1弾、2弾ということで情報、チラシ提供がされると思いますけれども、生かしていただけたらというふうに思います。

2番目の観光へどう生かしていくかという点についてですが、やはりPRを十分しながら、してはおりますが、若い皆さんの誘客等を十分図っていくことも必要じゃないかというふうに感ずるわけですし、特にホームページやスマートフォン等の活用で、支援をしていただける皆さんも、現在、出てきているかというふうに思います。コーディネーター井上先生と一緒に同行していただくデッサンですか、デッサン等についても、具体的にホームページでブログやフェイスブックで中川のどんちゃん祭り、あるいは猟友会の活動だとか、多くのミツバチの活動のこと、あるいはまた陣馬形等々のことがホームページで見られるようにしていただいているわけですので、そういった若い皆さんの、言ってみれば村のホームページだけでなく、観光協会のホームページだけでなく、そういう皆さんの協力を得ながら若者の集客をしていくということが大事だというふうに思いますが、中で、観光協会のホームページを見ていきますと、やはり、もう少し村の、ユーチューブにも出ておりますけれども、村独自の動画というものが、言ってみれば活用されていいんじゃないかなあと、すべてのものが載っておりますが、村独自の観光協会のホームページの中へも動画の配信をしていくということを考えていただきたいと思いますと思いますが、その点についてはどのよう

に検討されているかお聞きしたいと思います。

○村 長 動画の掲出、村としての動画のネット上へのアップということでございますけども、総務課の広報情報係のほうで、今も、特に最近、上げてくれたのは、どんちゃん祭りの去年の、何ていうか、ダイジェスト版というようなものを、予告編的な形で、去年の様子をですね、エコーシティーさんのほうでつくってくださったやつを、今、動画というふうな形で、今回の次のどんちゃん祭りに向けてということで、請うご期待というように感じて上げたりをしておりますし、そういうふうなこともエコーシティーさんの協力も得たりもしながらやっていきたいなというふうに、さらに充実させていきたいというふうに考えています。

○5 番 (村田 豊) それでは、具体的な、また取り組みをしていただけるように、ホームページ等を見ておりますので、ぜひよろしく、その点は配慮をお願いをしたいというふうに思います。

美しい村連合加盟町村との連携ということについては前回もお聞きをしておりますので、ちょっと、この点は省かせていただきたいと思えます。

最後に、チャオへ電気自動車の充電施設の設置を進められないかということをお聞き——提案しながらお聞きをしたいと思えます。

特に大鹿の場合も、美しい村の中でいち早く25年度からスタートをしたんですが、役場の駐車場敷地内へ設置がされております。

南箕輪の大芝荘の場合は、大芝荘のすぐ近くに、やはり設置をしてありまして、これは早かったために、全額、国の補助金で設置をして、観光客の皆さんに、南箕輪の場合は無料で使用をされているという、使用できるようにしてあるということですが、中川の場合も、チャオ等へ、消防法との関連もあるかと思えますが、充電施設の設置をして、大体、急速充電でも40分前後かかるようですので、その間、買い物をする、その待ち時間に買い物をしてもらおうと、あるいはチャオの施設の中をごらんをいただくというようなこと等の中で誘客にも生かせるというふうに思いますが、大体、390Vくらいで、基本料金がどうも4万円前後かかるようですが、コストを考えると、費用対効果を考えるとあれですが、美しい村として、こういった電気自動車を使われる等の皆さんが見えられたときに、中川へ行けば、こういう施設、チャオの中へ、そういった充電施設があるんだということ等をPRにも使っていただけるかと思えますが、27年度ですか、今年度は無理だとすれば、あるいは26年度で補正でっていうことで考えてもらえればいいかと思えますが、計画を具体的にしていっていただけたらどうかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 村田議員さんからのただいまの質問についてですが、長野県では、平成25年の6月に長野県の次世代自動車充電インフラ整備ビジョンというのを策定しました。国における補助制度を活用して充電インフラ整備の促進を図るというのですが、当村においても、昨年度、次世代自動車充電インフラの会議を開催しました。それで、その会議の中では、かかる、今、村田議員さんがおっしゃったとおり、かかる費用の調査とか、村主体で行うのかとか、施設の管理は誰が行うのか、いろいろなさまざまな課題

が出まして、平成 25 年度については見送りということに、そういうことになりました。

この充電施設っていうのは、現在、民間の設置を含めて県内に 240 カ所に設置されています。それで、そのうち市町村による設置っていうのが南信に 2 カ所、ただいま出た村ですが、南信 2 カ所を含めて 19 カ所にとどまっているという状況です。

今後の電気自動車の普及状況とか、あと、施設の電気料、当然、基本料金が大きくアップしますので、それから保守料、さまざまにかかる保守料、そういった費用の面、それから、どの程度の利用が見込まれるかと、充電施設によって得られる効果、そういったものが、今の現状では、はっきりはしていない、明確でないというようなこともあって、消極的な市町村が多いです。

今後には民間による活力も期待して、電気自動車の技術的進歩、それから、最近、テレビ等でも見ます燃料電気車、そういったものの動向にも注目して、設置について、もう少し検討をしていく必要があるのかなあと、そういうふうに思っております。取り組むべき状況が来たら考えていきたいと思えます。

○5 番 (村田 豊) 美しい村にふさわしいような取り組みの一つになるのかなあとというふうに思いますが、費用がかかることですので、ぜひ、細かい検討をしながら前向きに進めていただきたいというふうに思えます。

それじゃあ 2 問目についてですが、小中学生の情報機器へのトラブルにどう対応するかという点についてですが、特に、今、全国で社会問題化されております子どもたちのこういった情報機器によるトラブルが多く発生をしてくております。問題が発生する前に予防策を具体的に講じていく必要があるんじゃないかというふうに思えます。

特に中川の場合、さきに教育委員会と校長先生との、先日も話し合いの中で、できたら予防策を前に立てながら家庭と一緒に取り組みをしていっていただきたいということ等も話し合いの中でお願いした経過がありますが、特に、地域的にも子どもたちを育てていくために必要になるかと思えますので、そんな点への配慮をしていっていただきたいと思えます。

特に 1 点目としては、パソコン使用上での問題点はということで、パソコン等々を含めて、スマートフォンもそうだと思いますが、1、2 となっておりますけれども、所有なり利用の中でトラブルが、学校外でどんな発生をしているのか、事例があるのかどうか、最初にお聞きをしたいと思います。

○教育長 パソコン使用上の問題点につきましてではありますが、小学校に関しましては、現在のところ特に報告の事例はありません。

ただ、タブレットなどを使ってゲームをやっている子どもたちがいるということはありません。

ゲーム等の全体のアンケートをとった学校、また、これからとる予定のある学校があるわけではありますが、どちらも、今後、その結果をまとめて対応を考えていくというところでございます。

トラブルがあるかということですが、中学校のほうでは、LINE 等を使ったトラブルがあったという報告がありますけれども、これにつきましては、素早く学

校で対応し、生徒に指導し、生徒指導便りなどによりまして、生徒と、それから家庭に注意を促しました。そういう対応をしているところでございます。

また、中学校では、村内にある Wi-Fi スポットというんでしょうか、そういうようなところに中学生が集まっているんじゃないかというような情報を聞いておりますけれども、土日などに何人かが利用しているという状況は見られております。

○5 番 (村田 豊) 今お聞きしますと、特に小学校でない、中学で 1 件、LINE 等々のつなぎ込みの中からあったということをお聞きをしたんですが、機种的には、やはり 6 種類くらいあると思います。パソコン、タブレット端末、それからスマートフォン、ゲーム機等々は設置型のももあり、携帯型のももあるようですけれども、今、小学生等が盛んにやっております任天堂の DMS ですか、についても、100 人のフレンド、友達との、こう、双方向の更新ができるようになっておりまして、2 年生、3 年生くらいの子たちがゲーム機を持って友達とのこういったやりとりをしているということ、実態をお聞きしますと、やはり発展していくといじめにつながるということがあるようですので、この点は特に、学校等につきましても、スマートフォンを所有はしていないと思えますが、親のものを使うというような、利用するようなトラブルがあるのか、どうなのかということ、学生と親の両方の無記名のアンケート等をとっていただくことも大事じゃないかなあとというふうに思いますが、その辺については、アンケート、意向をとるかどうか、ちょっと考え方を聞きしたいと思います。

○教育長 中学校では、毎年、技術科の情報教育の一環として 1 年生を対象にアンケート調査をしております。昨年度は、特に生徒指導係を中心となって、全校調査を 6 月に実施をいたしました。生徒の個人所有では、携帯電話は、個人で持っているものとしては 8%、スマートフォンは 7%、音楽プレーヤーが 54%、ゲーム機は 69% というようなふうになっておりまして、今のお話のように、ネットへ接続できる機器の所有が多くなってきております。最近、ことに 1 年生の学年の下の方が所有率が高くなっているという傾向があるということでもありますので、小学校での指導、小学校での過程での指導も必要というふうに感じております。

○5 番 (村田 豊) 具体的な所有、利用の調査をしておられるようですので、内容は把握をされているというふうに感じます。

特に、今、全国で問題になっているのは、子どもたちが利用しているスマホあるいは端末等につきましても、ゲーム機でもインターネット接続はすぐできるように、設定ができるように、今、なっておりますので、知らない、小さな 3 年生くらいの子子どもたちがそういう設定をするということ等があるわけですが、恐らく、子どもたちがそういった利用をするときに、ほとんど 95% くらいがフィルタリングの設定を加入していないために被害に遭う、あるいはまたトラブルが発生するということがありますので、所有はほとんど親の名義のもので、80% は親の名義ということ等が言われておりますので、親がそういった点への配慮を十分していかないとトラブル発生につながるということ等があるかと思えます。このスマートフォンにしてもゲーム

機にしましても、販売するときに販売店が具体的にこういったフィルタリング加盟を
してくださいよとか、18歳以下への場合については、こういった機種があって、言っ
てみれば保護はされておりますよというような機種があるようですので、そういう点
も、やはり親の皆さんが十分内容を承知をすることが大事だというふうに思いますけ
れども、特にLINEの問題では、先ほどありましたように、IDを取得して、そし
て掲示板へ提示すれば、メールアドレスがなくても電話番号がなくても即つながるた
めのトラブルにつながってきているということがありますので、フィルタリング管理
をすれば、そういうことはないということ等について、やはり細かく内容をPTAと
一緒に学校で検討をしてもらいながら、各家庭での対策、学校での対策等を十分区分
けをして取り組みをしていくことが必要だというふうに思いますが、学校側で全国の
そういった様子を聞きながら、あるいはまたPTAと話し合いをされて、このくらい
まで、こうだっという具体的な検討がされたのかどうか、全国的には、例えば、
刈谷市の教育委員会の場合には、9時以降は、もう、子どもに、そういったゲーム機、
あるいは端末機等々の情報機器は与えない、親が預かるというようなことをして、夜
間、あるいはまた時間的に遅い時間のトラブルの発生を防いでいるということ等もお
聞きしますが、その点の検討がされているかどうかお聞きをしたいと思います。

○教育長 フィルタリングのことにつきましては、今、ご指摘のとおり、なかなかわかりにく
いわけでありませけれども、先ほどお話ししました昨年度の中学校のアンケートによ
りますと、現在、フィルタリングをやっているというふうにかたえているのが約20%
であります。63%くらいの生徒はわからないというふうにかたえているようでありま
すので、そんな点でも、その点を家庭でも、また、しっかりと認識していくことが大
切だということを示されているように思います。

情報につきましては、PTAでは、中学校は、本年度、PTAの本部の重点目標に
子どもたちを取り巻く情報環境についてPTAとして学びましょうというふうに掲げ
て取り組んでおります。

小学校では、参観日に講師を依頼して、子どものネット利用やゲーム機の注意など
の講演会を行っております。

アンケート調査につきましては、小学校、中学校とも、そういうような状態で取り
組んでおります。

具体的な対応策としましては、中学校では、技術家庭科の情報教育の授業の中でネッ
ト利用のモラルやトラブルの事例というようなことについて指導をしております。

小学校では、中川村子育て5カ条の第4項に「あいさつ、読書で豊かな心 ゲーム、
テレビから抜け出そう」というふうに設定しておりますけれども、この点を大事に指
導していきたいというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) 細かく検討は加えられているようですので、例えば茨城県の教育委
員会でつくられた(資料掲示)こういったような子どもたちがインターネットを利用
する場合にはっというこで、関係するような機器類を、こう、写真で載せて、こう
いったフィルタリングをしなきゃ危険がありますよと、親が管理しなきゃいけません

よっというようなことを、積極的に管理しなきゃいけませんっというようなことをわ
かりやす、こういったパンフレットをつくっておられますので、ぜひ、その辺も、言
葉だけじゃなくて、目で見てわかるような情報提供もしていただきたいというふうに
思いますので、特に、やはり各家庭で、そういった親が内容を熟知をして子どもたち
に使う前の予防策を講じていくというのが一番大事な点ではないかなあというふうに
思います。親が知らなくて、トラブルが起きてから慌てても、言ってみれば、場合
によれば大きな損害を講じる場合、被害を発生させる場合があるということですので、
各家庭への、できたらパンフレットをわかりやすいものをつくっていただきたいなあ
というふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長 小学校のほうでも講師としてe-ネットというようなところから依頼して講演等
を受けておまして、そういう中でも、ただいまのご質問にあるような内容について触
れているわけでありませけれども、さらにすべての家庭にも、そのことが伝わるよう
に検討していきたいと思ます。

○5 番 (村田 豊) 今、全国的に盛んに問題になっているのが、やはり家庭、教育現場、
教育委員会、学校だけじゃなくて、やはり家庭の取り組みが一番原点であるというこ
とが言われているわけですので、教育の出発点というのは家庭だということ等が言わ
れているわけですが、そういう点では、やはり父兄の皆さんが子どもたちを学校へ任
せたからすべてやってくれるというような、言ってみれば間違った——間違ったと
いうか、そういった感覚を持ちがちになりますが、ぜひ、地区的にも、家庭でも学校
でも一緒に取り組むということをしていくことが大事だと思いますので、そんな点への
配慮をしていただくことを希望を申し上げて、2問の質問を終わりたいと思ます。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

[午前11時32分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番 小池厚議員。

○3 番 (小池 厚) 私は、さきに通告をいたしました2点、1つは村の防災対策につい
て、もう1点、村内の道路整備の現状及び村の対応について、この2点について質問
をさせていただきます。

まず、最初に村の防災対策についてでございます。

南海トラフ地震が近い将来発生することがたびたび報道されておりますけれども、
これに対する村の対応策について具体的に質問したいと考えます。

南信地方の各自治体でもさまざまな団体と防災協定を結んできていると思われま
すが、各団体、機関とどのような行動の協定を結び、また、実際に生かそうとしてお
られるのか質問させていただきたいと思ます。

○総務課長 現在、災害協定としては、村内関係機関との災害時の協力協定が14件、それから、
県内機関との協定は5件となっております。

協定の内容としましては、災害時の応急措置業務の提供、応急生活物資の調達及び供給を初め医薬品、燃料類、医療救護、避難施設等の応急危険度判定などとなっております。

また、県内市町村と災害時相互応援協定を締結しており、物資等の提供及びあっせん、人員の派遣等、被災市町村独自では救援等の応急措置が実施できないと認められる場合は他市町村からの応援を求められるものです。

しかし、県外の自治体との協定はありません。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 次にですね、私、昨年6月の議会の折に新しい土砂災害防止法に基づく危険区域等の指定がどれくらい進んでいるか進捗状況を質問した折に、伊那建設事務所では、平成25年度から砂防基礎調査を行って区域指定をして、順次、地元への説明を行う予定とのお答えをもらったというふうに記憶しておりますけれども、25年度中、どのような調査、また進捗がされて、指定が進んできているかをお聞きしたいと思えます。

○建設水道課長 昨年度、伊那建設事務所が調査を始めるということでありましたけれども、今回、改めて確認をしたところ、中川村につきましては、今年度、いわゆる基礎調査を実施をするということになっているということでございます。その対象としましては、急傾斜、地滑り、土石流、3業務でありまして、予定では7月ころから調査が始められるというふうに聞いております。この調査が行われるということにつきましては、ことし1月の総代会の折にお知らせをし、チラシも地区回覧で回しておりますけれども、改めて地区の皆さんにはお知らせをして調査を進めていくということございまして、また、調査結果につきましては、地元説明会も予定するということでもあります。

そして、今年度、基礎調査をして、その結果に基づいて区域の指定を行うわけですが、それにつきましては平成27年度、来年度ということ聞いております。

以上でございます。

○3 番 (小池 厚) 今の課長からのお答えですと、26年、本年度からということですが、これは、村内、一度に調査をされるのか、それとも2年度に分けてやるのか、分けるとすれば、どちら側からやるかっていう、そこら辺は聞いておりますでしょうか。

○建設水道課長 工事基礎調査の具体的な方法については、まだお聞きをしておりますけれども、先ほど言った3種類の区域にわたって箇所数が多いということございまして、基本的には全部やるということだと聞いております。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 続きまして(3)でございます。危険渓流の整備について、村としての計画、または対策はあるのかっていうことございまして、村内には危険渓流、河床勾配の急な渓流や急傾斜地系が多くあると思えます。ただいま建設水道課長さんも言われましたが、これらに対する村としての対応策、具体的にどんなふうに考えておられるか村長に確認したいと思えます。

○建設水道課長 市町村で管理する河川のうち準用河川につきましては、社会資本整備交付金の防災

安全交付金事業っていうものがありまして、それを活用しまして改修を実施することができます。

しかし、そのためには村の河川整備計画というものを策定していないといけないということ、あるいは採択基準が大規模な改修に限られているということもありまして、当村の小河川では、なかなか対象になりにくいという実態もあります。

そうした中で、今まで改修が必要となった河川につきましては、基本的には単費で工事を行ってきております。

考え方としまして、道路と河川というふうに分けた場合には、まず、道路の改良や舗装、改修を優先して進めて、ある程度、道路の整備が進んだ段階で河川の改修へも計画的に進んでいくというふうに今まではしてありました。今後、防災の観点から考えますと、河川改修の必要性が高まってくるということも予想されますので、河川整備にも軸足を移していくことも必要であろうというふうに考えておりますし、また、河川整備計画の策定ということも検討していく必要があるのかなあというふうに考えております。

○3 番 (小池 厚) 続きまして(4)のほうになりますが、先日、配布されたハザードマップですね、きょう、手元に持ってきたんですが、これは土石流危険渓流を中心にした関係で、その中に指定避難施設とか、そういったものも記載されておりますけれども、この指定避難施設等がですね、その土石流の危険区域の中に入っている箇所、これがあるんですが、この場合の対応はどうするのかっていうことをお聞きします。

例えばですね、私の住んでいる渡場地区ではですね、平成18年度の豪雨災害のとき、冠水した所の人たちが、とりあえず地区の集会所に一時避難をいたしました。ところが、これは指定避難施設にはなっておりませんので、本来であれば指定施設のほうへ避難する、ここで具体的に言いますと葛島の区民会館に避難すべきであったと思うんですが、このハザードマップで見ますとですね、この葛島区民会館が土石流危険区域に入っているわけです。この場合、村としてはどのような対応を考えているのか質問します。

○総務課長 ただいまのご質問の中にもありましたけれども、土石危険区域は、平成15年3月に公表されました県の土石流危険渓流一部、これをもとに設定してあります。中川村では、先ほども、前段の質問のとおり、土石流警戒区域の設定がされていないために、そのままとなっておりますけれども、今後、土石流警戒区域の設定がされれば、ハザードマップを修正することになります。

ただ、この間に土砂災害のおそれにより村が避難勧告や避難指示を発令する、そういったことも考えられます。その際には、安全性の確認を行うとともに、危険な場合は他の指定避難施設への避難を指示するなど、安全の確保に努めることとなります。

以上です。

○3 番 (小池 厚) わかりました。

次にですね、(5)のほうですが、この危険区域内、ここにはですね、福祉施設が幾つか入っております。具体的に言いますと、南向保育園、グループホームかぞくなど

はですね、この危険区域の中に存在するわけですが、これらの施設に対しまして、日常からの避難訓練、あるいは避難誘導訓練ですか、そういうのが必要と考えるんですけども、村の考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長 村内の事業所や福祉施設へは、毎年9月を中心に地震防災訓練の実施を呼びかけております。それぞれ消火訓練や避難訓練が行われております。

また、災害発生時に地区と福祉施設が相互に協力する旨を確認した協定を結んでいる地区もございます。この事例を福祉施設のある他地区へも広げることが必要と考えております。

以上です。

○3 番 (小池 厚) ただいまの総務課長の答弁の中で地区と施設等が具体的に協定を結んでいるところがあるというふうにお答えをいただいたんですけども、具体的に教えていただけますか。

○総務課長 こちらで承知しているのは中組地区であります。

○3 番 (小池 厚) わかりました。

ほかにも、まだ、今後ですね、福祉施設と、その他地区と、当該する地区との、そういった緊急時の応援協定っていうんですかね、支援協定、そういうものを具体的に結んでいく必要があるかと思っておりますので、よろしく行政指導のほう、お願いをしておきます。

その次に6番目でございますが、現在、各地区で支え合いマップづくりの更新作業が進められてきております。各地区におけるひとり暮らし、高齢者等、災害弱者に対する災害時の対応訓練、これについて村ではどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

災害弱者に対しましては、毎年、変わってくるわけでございますけれども、自分の地域でですね、そういった弱者を把握していくのはもちろんだと思いますけれども、実際に、例えば防災訓練等にも利用してよろしいかと思っておりますが、避難訓練っていうのを実際にやる必要があると思っておりますけれども、地区任せにしておくのか、それとも、あるいは村が一定程度加わる必要は考えていないか、そこら辺をお聞きします。

○総務課長 ただいま質問の中にありましたとおり、村としましては、5月から社会福祉協議会と協力しまして、各地区において支え合いマップづくり懇談会を開催しています。地区において地区内の災害弱者の方を把握していただき、避難時の安否確認と避難支援ができることを目的としております。

毎年9月に各地区で行っている防災訓練の際に、このマップを利用していただき、住民の皆さんの安否確認と避難訓練をお願いしています。災害時要援護者の皆さんが避難訓練へ参加することは難しいという現状でありますけれども、地域が協力して素早い安否確認と避難協力を行うことは非常に重要だというふうと考えております。

現在、地区懇談会の途中ですけども、台帳登録者は327名となっております、今後も各地区を通じて要援護者の把握の必要性を認識していただき、登録申請を促してまいります。

また、支え合いマップづくり懇談会の中で避難移動が困難な方を避難所等へ避難させるには地区に車椅子やリヤカー、担架など設置してほしいという要望も出されてきております。今後、これらについては検討が必要と考えております。

村がかかわる必要性ということがございましたけれども、災害発生時、当然、村には災害対策本部が設置されます。人数に限られる中で、職員が直接、避難誘導に出ていくというのは、なかなか困難な状況かというふうに考えます。そんな中では、地域の皆さんにご理解をいただきまして、協力していただくことが大切かというふうに考えます。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 私も、今の答弁、非常に積極的でよろしいかと考えますが、私、以前に勤務しておりました北信の栄村なんですけれども、防災訓練のときにですね、地区を決めて情報伝達、あるいはタイムテーブルによる、実際、そういった訓練をですね、役場に対策本部、今、お話ありましたけれども、置きまして、テレビモニターですね、それを使って双方向で情報共有をしながら、いつ、避難指示、出たよと、それから、どこの誰かが運んで集会所へ行ったよというようなことをですね、その地区とやりとりを、代表とですね、やりとりしながら、いつまでにみんな避難できたという、そういった訓練も実施しておりました。こうした訓練も近いうちには必要になってくるかというふうに考えるんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

○村 長 今、お話の栄村の事例とか、いろいろ先進的な事例があるかと思っておりますので、また、議員のご経験も踏まえていろいろ教えていただき、研究をさせていただかなくてはいけないかなというふうに、今、感じています。

○3 番 (小池 厚) いずれにしても、地震等、災害時ですね、災害弱者に対する対応っていうのは、やっぱり健常者っていいですか、みんなで協力し合ってやる必要があると思っておりますので、さらにですね、密度の濃い、そういったものにしていただきたいと思いますというふうに考えます。

それでは2番目の質問に入りますが、村内の道路整備の現状及び村の対応ということで2つお聞きをしたいと思います。

1つは、竜東線のその後の進捗状況、これについて、私のほうでも調べさせていただいた内容につきまして質問をしたいというふうに考えます。2つ目には、先ほど村長のあいさつの中にありましたリニア建設に伴う残土運搬道路としての松川インター大鹿線について、質問では具体的に渡場の交差点前後の交通安全対策ということで、ちょっと質問をしたいと考えますけれども、最初に竜東線のその後の進捗状況ということで、昨年の6月定例会で質問をいたしましたけれども、実は、養命酒工場から北の飯沼、本郷間の計画、これの進捗について、先日、飯島町の役場に確認に行きました。たまたま、当時、一緒に現地を歩いた経験もありましたので、その後、概略設計をやっているという話でしたので、本郷地区ではどんなふうな状況かなということで、ちょっとお聞きしに行ったんですが、私の確認したところによりますと、本郷地区については、2ルート提案した中で1ルートに決まったというふうにお聞きして

○建設水道課長 いるんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○3 番 昨年度、ご答弁でもお話ししましたが、竜東線のルートが発表されたということで、その中で、本郷から、いわゆる飯沼橋間のルートについては2つ、それから、新しく橋を架けまして、そこから北組間という形でルート発表がされたわけでありまして。それで、本郷から飯沼までの2ルートにつきましては、早急に地元で協議をして決定をするという話の中で、これについての正式に飯島町から話があったわけではありませんが、担当者レベルの話としてお聞きした中では、地元のほうで1ルートに絞ったということも聞いておりますし、恐らく今議会において、そういった話がされるんじゃないかなあというふうに感じております。ということで、一応、ルートの決定がされて、いよいよ詳細設計への準備を進めるという段階にくるといふことだと思います。

○3 番 以上です。

○3 番 (小池 厚) 恐らく、ことしですね、そんな、今、課長の聞かれた内容でですね、具体的に、多分、伊那建のほうでは作業に入ってくると思うんですが、本年度の事業、当然、もう、年度に入って2ヶ月ほどたっているわけで、当初の事業予定ですね、それが該当する町村にも話が来ているんじゃないかというふうに考えます。もし、伊那建のほうから、竜東線の本年度の事業予定、あるいはどんな程度の行いがついているか、そこら辺がわかっておりましたらお答えをいただきたいと思います。

○建設水道課長 今年度の本郷から北組間についての事業費につきましては計上がされていないというふうなことです。といいますのは、現在、飯島町の田切工区の工事を進めておりまして、そちらのほうは今年度中に完成という予定で進んでいるということで、その後の本郷から北組間につきましては、最大の課題というのが天竜川を管理する国交省との協議をして橋梁の位置についての決定をしていきたいということのようでありまして、いわゆる調査、協議ということでありまして、具体的な予算ということについてはついていないようであります。それで、伊那建設事務所のほうからの正式な、そういった中身についての説明は、まだ受けておりません。恐らく今月の末にはお話があるかと思いますが、現状としては、そういった状況であります。

○3 番 (小池 厚) ちょっと期待外れというような感じがしますが、進め方としては、そうですね、河川管理されている国交省のほうとの協議が、河川を渡る位置とか、そこら辺の話も必要だと思いますので、協議が中心になるのかなといえ、そのとおりに思います。なるべく早く状況をつかんでいただいて、また、関係する飯沼地区の方たちにもですね、おつなぎをいただきたいと思います。飯島地区の皆様はですね、どこを通ってもいいから、なるべく早く、できるだけ早く竜東線を開通していただきたいという強い気持ちを持っておられますので、そこら辺、できるだけ積極的に県のほうに働きかけをしていただければというふうには思います。

したがって、1-3として、ちょっと質問しようとしたんですが、竜東線の改良促進期成同盟会というのがあると思うんですが、こちらのほうの動きについては、どんなふうな感じで動いているか確認をさせてください。お聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○建設水道課長 竜東線の吉瀬・大草整備促進期成同盟会につきましては、今年度、7月の24日に総会が予定をされております。それで、先ほど申し上げました今年度の事業の詳細について、まだ正式な話がないというふうには申し上げましたが、その総会の後ですね、事業説明会が行われます。その中で、恐らく今年度の事業の詳細についての説明があるというふうには考えております。

○3 番 (小池 厚) 恐らく、ことしですね、そんな、今、課長の聞かれた内容でですね、具体的に、多分、伊那建のほうでは作業に入ってくると思うんですが、本年度の事業、当然、もう、年度に入って2ヶ月ほどたっているわけで、当初の事業予定ですね、それが該当する町村にも話が来ているんじゃないかというふうに考えます。もし、伊那建のほうから、竜東線の本年度の事業予定、あるいはどんな程度の行いがついているか、そこら辺がわかっておりましたらお答えをいただきたいしたいと思います。

○建設水道課長 今年度の本郷から北組間についての事業費につきましては計上がされていないというふうなことです。といいますのは、現在、飯島町の田切工区の工事を進めておりまして、そちらのほうは今年度中に完成という予定で進んでいるということで、その後の本郷から北組間につきましては、最大の課題というのが天竜川を管理する国交省との協議をして橋梁の位置についての決定をしていきたいということのようでありまして、いわゆる調査、協議ということでありまして、具体的な予算ということについてはついていないようであります。それで、伊那建設事務所のほうからの正式な、そういった中身についての説明は、まだ受けておりません。恐らく今月の末にはお話があるかと思いますが、現状としては、そういった状況であります。

○3 番 (小池 厚) ちょっと期待外れというような感じがしますが、進め方としては、そうですね、河川管理されている国交省のほうとの協議が、河川を渡る位置とか、そこら辺の話も必要だと思いますので、協議が中心になるのかなといえ、そのとおりに思います。なるべく早く状況をつかんでいただいて、また、関係する飯沼地区の方たちにもですね、おつなぎをいただきたいと思います。飯島地区の皆様はですね、どこを通ってもいいから、なるべく早く、できるだけ早く竜東線を開通していただきたいという強い気持ちを持っておられますので、そこら辺、できるだけ積極的に県のほうに働きかけをしていただければというふうには思います。

したがって、1-3として、ちょっと質問しようとしたんですが、竜東線の改良促進期成同盟会というのがあると思うんですが、こちらのほうの動きについては、どんなふうな感じで動いているか確認をさせてください。お聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

れておりました。各関係自治体の、あるいは知事のほうのほうですね、県のほうですね、知事のほうでも評価がさまざまに分かれていますところでございます。

私、個人的にはですね、非常に玉虫色で具体性に欠けたような、何とでもとれるような意見というふうに思われるんですけども、ただ、その大臣意見の中に、工事に当たっては、自治体とか、あるいは住民の理解が、絶対、不可欠だよと、絶対とは書いてないんですけども、不可欠だというような、そういった表現がありまして、J Rに対して、地元への説明とか、あるいは意見を聞く機会をしっかりと設けるようにというふうに求めていたと思います。

村長が以前からですね、遅くなっておって、なかなか開いてくれないといった説明会、この16日に文化センターで開催されるというお話でございます。これは、見方によっては、J R側とすればですね、一応、アリバイづくりという言い方は表現がよくないんですけども、実績をつくったよと、言われたことはやってきましたというような、そういったことをですね、やるために、形だけになりかねないという、そういった懸念もあります。

そこで、この16日の説明会、やはり、私どもも出席させていただきますけれども、ぜひですね、改めてJ Rのほうには、村、あるいは村長が今まで言っておられたことを、再度、伝えていただいでですね、私たちの代表としてしっかり要望していただきたいというふうに考えております。そこら辺は、心構えをお聞かせください。

○村 長 今度の文化センターの2階でやる説明会は、主催は村ではなくてJ Rで、テーマは、どういう表題になっているかはわかりませんが、J Rとしては道路改良についての説明会、あくまでも、ですので、その部分をやるということで、大鹿等々、関係市町村でやったようなですね、環境影響についての説明をするという趣旨ではない、ないです。そうなんだけど、先ほど申し上げたように、住民からいろんな不安とかが出てくると思うから、それにしっかりと誠実に説明をしてくださいと、そういう話題についてもというふうなことでございますので、J Rにとっては、環境影響についての説明会をしたという実績には、これはならない、道路改良に向けて協力を得るための説明会をしたというふうな趣旨だと思います。ただ、それを、そういう形で、我々としては利用するというか、その違う要素も入れて答えてくださいねということで念を押したというふうなことになりますので、私どもも観客席側のほうに座って、発言もさせていただくつもりですし、それで、議員の皆さん方並びに住民の皆さん方からいろんなご意見とか要望とかをしっかりと出していただくことが村の立場を伝えていくことになるのかというふうに思いますので、ぜひ一緒に頑張っていたきたいと思います。

○3 番 (小池 厚) 心構えを聞かせていただきましたので、質問の本題でございますけれども、松川インター大鹿線の改良につきましては、この残土運搬に関係して大鹿村の前からの強い要望である改良計画、これを、実際、工事に際して、前段でですね、取り組んでもらうという、そういった強い要望があるわけですが、地元の渡場としましては、具体的に、交差点へ運搬の車両がですね、入ってきたときに、もちろん騒音、

振動、そして大気汚染、そういった問題もありますけれども、渋滞問題がやはり出てくると思います。そういった中で、この交差点の前後の交通安全対策、これもあわせてですね、どう考えているか、16日は測量及び地質調査の説明会というような感じで銘打ってございますけれども、この際、そういった問題も、ぜひ取り組んでいただければというふうに考えています。これは、事業主体がJ Rになるか、あるいは、その道路管理者である長野県になるか、そこら辺は、ちょっと、まだ、つかないんですけども、いずれにしても、この事業の中で、工事が始まる前にですね、関連工事として、ぜひ、やっていただければというふうに、私、考えるわけですが、そこら辺は、村としてはどう考えているか教えていただきたいと思います。

○建設水道課長 県道松川インター大鹿線の改良につきましては、リニアの問題がなくても、毎年、要望は行ってきておられて、大鹿村、松川町、中川村の3町村で松川インター大鹿線及び松川大鹿線の改良促進期成同盟会というものを組織しておられて、飯田建設事務所長、あるいは長野県の建設部長へ要望活動を、毎年、行っておられます。そうした中で、今年度も、今月末、来月の頭に、そういった活動をやる予定でございますけれども、その中で具体的な要望は上げていきたいというふうに考えております。

また、あわせて担当者レベルでも、そういった話は並行して行っておられますし、打ち合わせも行っておられますので、具体的な改良の要望、あるいは安全対策についての要望も申し上げていきたいというふうに考えております。

○3 番 (小池 厚) 今までの要請の中でもですね、そういった既存の期成同盟会等の活動の中で、そういった要望もしておられるということで、今の質問の内容についても、新たにですか、つけ加えていただければと思いますけれども、いずれにしても、J Rのほうでは、7月22日ですか、これには、もう、国交大臣の事業認可、これが下りてくるような、そんな勢いで進んでいるやに報道されております。事態は急を告げるわけございまして、後追いにならないように、村側、また、議会側でもですね、一緒に、この事業にあわせる形で村の活性化につながるような、そういった取り組みができればというふうに考えております。

以上で発言を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、4番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 私は、日本で最も美しい村を前面に打ち出し、それ生かした村の将来像はどうでしょうかということでお尋ねをしたいと思います。

この美しい村に関しましては、午前中、5番議員からしっかり質問されておりますので、大変重複する部分もあろうかと思いますが、お尋ねをしたいというふうに思います。

平成20年10月でしたか、日本で最も美しい村連合に当村は加盟をしたというふうに記憶をしております。あのときにですね、日本で最も美しい村、この言葉を初めて聞いたときに、日本中にいっぱい、最も美しい村が日本中にいっぱいあっていいのかなど、普通に不思議に思ったのを今でもよく覚えていますが、それはそれでいいんだ

という説明でした。このように日本で最も美しい村連合に加盟をしているという、すごい武器といますか、権利といますかですね、持っている現実の中で、このことを、まず、最大限に生かした村の将来像といますか、活性化策、積極的に考えていく必要があると思いますが、たまたま——たまたまなんて言うとは叱られちゃいますが、本年4月にですね、中川村美しい村条例が制定をされたわけでありまして。それをあわせて活用しての今後の村の姿づくりといますか、魅力ある村の将来像、こんな姿、どのように描いておられるのか、まず、お聞きをしたいと思います。

○村 長 美しい、最も美しいってというのは、英語だとね、ザ・モースト・ビューティフル・ビレッジということで、別に、日本語でいう最上級という言い方でちょっと引っかけるところがあるのかもしれませんが、まあ、別に、ごくごく普通の言い方ということでご理解いただきたいというふうに思います。

それで、美しい村連合の取り組みで一番基本的なところは、伊那食品の塚越さんが一番提唱されている5Sということを連合の中では盛んに、そこから、まず、やらなくちゃいかんよと、整理、整頓、清潔、清掃、しつけですか、だから、身の周り、それぞれの村民、村のいろんな組織とかがですね、自分たちの身の回りのところを清潔にする、汚い物を取り除いていく、片づけるっていうふうなことをやっていかなくてはいけないということが一番のベースにあるかと思います。なかなか、私自身、それが一番苦手なところなんで、大変心苦しいところもあるんですけども、その上でですね、その辺は美しい村条例にも盛り込んであるかと思ひますし、また、村の魅力というものを大事にして生かしていくんだというふうなこともうたっているかと思ひます。

特に私が期待するのは、それぞれの地区、あるいは地区全体で取りまとめるっていうのも難しいかと思ひますから、地区の中の志のある有志の皆さん、あるいは個人でもいいんですけども、そういう方が、その地域資源をこんなふうな形で守って、こういうふうな形で生かしていきたいというような取り組みをですね、ぜひ、していただいて、それについて応援できることは何かというふうな形で一緒になってオーダーメイドで取り組みをしていきたいなというふうに思っています。

それで、単に景色が美しくするとか、花を植えるとかっていうことだけではなくて、持続、美しさを持続していくためには後継者が必要なわけで、要するに子や孫が、この中川村で暮らしていけるような、そういう経済的な部分も含めてというふうなところをどうつくっていくのかっていうのが大変難しいところかなというふうに思っています。ただ単に景色がきれいで、人が来て、わあ、きれいだな、きれいでした、はい、さようならではなくて、そこで景色を見るだけではなくて、いろんな体験をすとか、おいしい物を食べるとか、いろんないい体験で地域資源の魅力を楽しむって、体験していただいて、そして、そのことでお金も落ちて、子や孫の暮らしが受け継がれていくというようなこと、だから、単に美しい村だけではなくて、美しく持続する、単に持続するのではなくて、汚く持続するのではなくて、美しく持続していく村というふうなことを願って、考えていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。だから、お祭りだとか、地域の野菜だとか、そういうもの、お料理だとか、これか

らも受け継がれていって、子どもたちの声もしてというふうな、非常に大きな理想的な姿というふうに思いますが、そんなふうな形の持続する美しい村というふうな形をつくれば一番いいなと思ひますが、そのいろんな試行錯誤というふうな段階でございます。

○4 番 (山崎 啓造) 実は、私は、今回はですね、その見た目ばかり、実は、その質問つくっちゃったんですよ。こういうことでうるさいことを言う、こういうのは排除されたほうがいいということにもなるのかなあ？これは、まあ、冗談ですから、まともに聞かないようにしてほしいんですが、それで、条例ができましたが、この目的がですね、村長の、全く、言っていることと一緒に、自然と人々の営みによりつくられた中川村のこの美しい景観を村民一体となって、そこがすごい大事なところなんだよね、それはものすごく強調されていると思うんですが、守って育てて、さらに生かして魅力ある村をつくっていくんだと、これを進めることに目的として持っているんですよっていうようなことが書かれていました。全くそのとおりだと思いますが、それで、その村民、事業者にも、何か、そういうのを配っていただきまして、概要ですか、いただきまして、よく見ましたが、一体となって自主的にということだと思ひんですが、じゃあ、この条例、公布して、景観形成や環境の保全、みずからが主体になってやってくださいよ、その認識、非常に重要だと思ひんですが、これ、まあ、できてすぐで、まだまだ何とも言えませんっていうことだと思ひますが、その辺のところは、どの程度、その村民の皆さん、事業者の皆さんは、理解をいただいているのかなというふうなことは、いかがでしょう。まだ始まったばかりでわかりませんか。

○村 長 おっしゃるとおり、繰り返しお話をしていかなくてはいけないというふうに思ひます。美しい村連合の考え方そのものはですね、なかなか理解をされていない、まだまだ、こう、ずどんと落ちていないかと、皆さんのお腹の中に落ちていないかというふうに感じることも多々ありますので、つまり、単なる美化運動でもないし、単なる景観形成運動でもないし、だから、経済的なところまで結びつくような形を何とか模索していくと、ヨーロッパのところのお話なんかをするとですね、大変きれいな、草も刈ってあったりっていうふうに思えるんだけど、実は、やっぱり牛がいたり、そういう動物があるから、川が流れていて、そのふちのところは、ずっと、こう、動物が草を食べているからきれいなんですよ、それで、山はいろんな森林のところとかあるから、そういう産業と一体化している、単に、もう、第何何曜日は美化運動の日とかいって、みんなで汗かいて、ああ、やれやれっていうんではなくて、毎日毎日のその生産活動なりが、その地域の美しさをつくっていく、外観的にも、それで、それがまた産業にもなるし、その収入にもなるというふうな形をつくっていかなくてはいけないのかな、なかなか、だから、今の時期だと、本当に、帰ってきて、日本っていうか、中川村も捨てたもんじゃないかと、決して美しさでそんなに見劣りしているものではないと思ひます。特に今の時期は、田んぼに水が張られてですね、そこに早苗がきれいに並んで植わっているという、そういう状況というのは、本当に日本らしいですね、大変美しい

景観だと思います。だから、そういうふうには、花壇をつくるっていうのもいいんですけども、そういう産業と結びついた、日々の活動と結びついた、美しくするために美しく、美しくする活動をするのではない形の物事をしていかななくてはいけないというふうに思います。だから、そういうことで、本当に難しい奥行き深い話、取り組みだというふうに思うんですけども、もっと言えば農業振興かもしれないし、農業の6次産業化とか、いろんなことが言われていますけども、そういうことも含めてですね、やっていかななくてはいけないのかなというふうに思っています。だから、景観が美しいだけじゃなくて、そこに暮らしている人たちが、自分の仕事にも、それから、いろんな楽しみにもですね、一生懸命、こう、取り組んで、楽しく手ごたえを感じながら、毎日、暮らしているというふうなところが、私は、その景観以上に、そのみんなが、こう、元気に楽しく、毎日、楽しんでいっているということが大事かなと思うんで、その意味では、中川村っていうのは、本当にいろんな個性あふれる人がいろんな活動をしているというふうなところも大変うれしいことだし、いろいろなお店なんかもだんだん増えてきていますよね、小っちゃいお店が、それから、この間の観光協会なんかも、4人の本当に若くて、それから個性ある人たちが新しく参加をしてくれたっていうふうなことがあるし、そういう意味で、いろんな頑張りというか、そのなりわいが個性的なものが増えてきているというふうなところがありがたいことだと思し、それがもっと広がってくることが、私は、そのことが美しい村としての充実、地域資源のたくさん生まれてきているというふうなことは、そういう形であらわれてくるのかなと思って、ちょっとうれしいなと、最近、思っているという状況があります。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、その、今、自然に生活している中で美しさも生活も持続をしてっていうこと、それは非常にいいことだと思いますし、ちょっと、今、観光協会の話が出たんで、余談ですけども、ちょっと通告にはないんですが、観光協会のある人が「ことしは、ちょっと予算削られちゃって悲しいなあ。」なんていうことを言っていましたんで、これは質問じゃないんですので、聞いておいていただければ結構です。という声もありましたので、また、ご一考願いたいかなあということですよ。

それです、先ほど、ちょっとお聞きしたのは、そういう趣旨、こういうふうには、皆さん、自主的にやってくださいよっていうことは、どの程度、浸透しているのかなあ、わかっているのかなあっていうのを、ちょっとお聞きしたかったんですが、無理ですか。

○村 長 観光協会の点は、非常に、こう、部分的に聞いていらっしゃるので、それだけ、その部分のところだけを、この議会という公式な場でおっしゃるっていうのは、非常に誤解を生むようなあれだと思いますので、私は訂正をしなくちゃいけないなと思います。訂正というか、説明を加えなくてはいけないなと思いますけども、繰越金が随分たまってきているので、ちょっと減らしたというふうなことでございますので、どんどん繰越金ばかりが積み上がっていても仕方がないですし、これから、まあ、いろんな活動を考えてですね、成果の上がる活動をしていくというふうなことが必要かと思っておりますけども、とき、予算を、それだけ繰越金ばかり増えるようなこ

とではいかんのでというふうなことで減らしたというのが実情で、そのことは、その会場でも皆さんにご説明をして、特に異論もなく承認をいただいたということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

住民の理解については、先ほど申し上げたとおり、なかなか全員が全員にわかってもらえているとはいうふうには思っていないし、これからも言い続けていかななくてはいけないと思いますが、その一方で、先ほど申したなりわいというものが増えてきているっていう、それが地域資源を増やすということとイコールであるというふうには考えておりますので、特に若い人たちが新しい、そのお店だとか、新しいサービスなんかを中川村でやってくださる方がちらほらとあらわれつつあるということが大変目に見えた成果かなというふうには、それがもっともっと広がっていったり、いろんなことをして行って、いけばいいなというふうに思いますが、その辺が広がっていくように、これからも、また、やっていかななくてはいかんということでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 観光協会のことは削除していただいて結構ですので、これ、どこかへ入れておいてもらうだけで結構ですんでね、何も、これがこうで、ああだということじゃありません。もう一度、言っておきます。

それです、美しい村連合に加盟したときの私は、こんなことを言ったことがあるんですよ。実は、こういうもの、できました、それで、こうこうこうです、ああですって言って配ってね、まあ、わかったよっていうだけでいいのかなと、やっぱり草の根的にですね、底辺からみんながその気になって、一緒になって、よし頑張るぞっていうのも、そういうことを推奨というのか、説明というのか、わかってもらって、そういうことが必要じゃないのかなっていうことは、美しい村に加盟したときにも、確か言ったと思いますんで、条例も、やはりそういう部分が必要なんじゃないかなと、そういう説明というか、お願いというんじゃないかと、自分たちで気づいてくださいよということが大前提かもしれませんが、そういったことは、興味を持ってもらって、関心を持ってもらうということは、やはり事あるごとに言っていただくということが非常に大切なことというふうに思います。

それです、先ほど話にも出ていましたが、補助金制度っていうのがあると、条例、何か、その、例えば看板をつくりたいよ、直したいよといったときに、補助金制度が、この補助金って、金っていう、金、字を見るとですね、人間ってきゅっと目が開いちゃうんだよね、眠くても目が覚めたりしちゃう、そのくらいに、お金っていうことになると、みんな真剣に考えていただけるんで、その補助金という部分についてもですね、大いに、これ、言ってもらって、どうですか、こういうのがありますよって言うことができるっていうことが一番いいと思うんですよ。確かに、それは配っていただいているんで、それを見てわからなきゃしょうがないじゃないかっていう話になっちゃうと、非常に悲しいのかなと、先日、ちょっと1つ会合がありまして、そこで、その条例の話が出ましてですね、その人は「看板を直したいんだよ。」って言って、「今、見積もりをとっている。」って言うんで、「それじゃあ、こういう補助金制度ってあるんだよ。」って言ったら、「ええ？」、その程度なんだよね。だから、それだけわかって

いないわけ、世の中の人が、それで、「もらったよ。」「ふうん。ああ、あっちもこっちもやっているってね。」くらいで終わっちゃっているから、その辺のところは非常に大切ところだと私は思うんで、ぜひ、ぜひですね、そのPRっていうんですか、をしていただいてと思うんですが、その辺は、いかがでしょう。

○村長 商工会さん、事業者さんには、お送りをしてあるかと思いますが、お手元のほうには、主だったところには届いているかというふうに思います。

それから、看板をつくりかえるのに何でもかんでも補助金が出るわけじゃございませんので、条件に合った村の統一的な美しさ、景観に寄与していただけるっていうふうな形でつくっていただかないといけませんので、その辺もご理解いただきたいと思っています。

○4番 (山崎 啓造) その看板のこと、そういうことも言うておきました。「けばけばしたものはだめだよ。」って、それで、やるときは、審査を受けて、この色合いで、こういうデザインならよろしいよと、そういうものじゃなきゃだめ、それも言うておきましたから、ええ、何が何でもできるよっていうことは言いませんでしたので、あしからず。

それですね、その、いわゆる条例からは外れてくるかもしれませんが、美しい村、私はですね、この中川村に、いわゆる花、花いっぱいにしてね、中川村を、それで日本で最も美しい村の中で日本で一番花がいっぱいある村みたいなね、その夢を言うなっていうかもしれませんが、夢は、やれば実現するし、やらないと実現しませんよね。だから、こういうことを打ち出して行って、何とか、この中川村っていうものを知ってほしい、売り出してほしいというふうに思うわけでありまして。この伊那谷です、長い冬が終わって、やっと春が来た、そのときには、まずは梅の花が咲くんですよね。それで、風に乗ってその甘い香りが来る、やあ、春が来た、いつも、私は、毎年、そういうふうに感じます。そのうちに桜が咲く、桜が咲くと、また踊ると、胸がわくわくしてくる、日本人って不思議な人間なんだよねえ。それで、そのうちにさまざま花が咲いてくる。ヤマボウシも咲きますし、それから草花、例えばレンゲ、レンゲっていうのは、今、見なくなりました。レンゲも咲いたりですね、花がいっぱいになってくる。それで、こういうものを、やはり、要するに、この村のですね、ちょっと荒れている所だとか公園、先ほど公園の話も出ていましたけど、公園だとか、閑地だとか、それから、大きな、なかなか手入れのできない大きな土手であるとかですね、そんなところへ植栽をして、花を咲かせて、きれいだなあっていうてもらえるようなものになると、本当うれしい——うれしいと私は思うんですが、特に、最近、何か、あちこちでバラなんかやっていますけれども、すごいなあというふうに思って、ああ、こういう中川村になるといいのになあという気がするんですが、そんな考えはないですかね。どうでしょう。

○村長 先ほど美しい村のことがどれだけ浸透しているのか、理解されているのかというふうなお問い合わせがあって、今、ご質問とですね、ああ、やっぱりなかなか伝わっていないなということを改めて感じた次第です。ですから、労力やお金を出して美しく

する、それで美しい村ができた、おしまいではなくて、どういうふうにしてそれ以上のものを改修して子や孫が暮らしていけるようにするのかっていうことを考えていくということが必要なわけで、みんなで集まって木を花を植えましたっていうふうなことで、ああ、やれやれ、また、そういうボランティアの日が増えたなど、しんどい汗をかく日が増えたなっていうふうな形は余りしたくはない、そうではなくて、みんながそれぞれ自分の得意なところで、商品、農作物を売る、商品、サービスを売る、そのことによって、その地域の、その畑もきれいになるし、魅力も増えるっていうふうな形で、そのもうかるようなことを何とかそれぞれ考えて行って、そのことによってっていうようなところまで行かないと、持続的な、持続性がない、その、ああ、しんどかった、また来年も、ああ、また来月こういう活動があるのかあ、ああ、やれやれみたいなことばかりではですね、へこたれるばかりなので、そうじゃなくて、毎日毎日の暮らしの中で、それが収入にも結びついて、そしてきれいにもなっていくというふうなことを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○4番 (山崎 啓造) あのね、自分の言っているのはね、その一環として花をやったらどうでしょうかっていう提案なんです。だから、しんどいから嫌だ、そんなのダメだよじゃなくて、それもそのうちの一環として、1つの、隅っここの1つとしてやったらどうなのかなっていうことでも言わせてもらっているんで、それは、そのとおりです。村長の言うとおりのみだけれど、選択肢の1つとしていかがでしょうかっていうことなんです。何でもかんでも全部みんなでやって、しんどいなあって言って、花を植えようっていうことを言っているんじゃないんですよ。それですね、今、そのシニアの時代ですか？団塊の世代っていうの？その人たちが趣味として一番やりたいのは何かかっていうと、土いじりだっていうの、第1位が土いじり、だから、しんどくないんですよ、何にも、自分の好きなことをやるんだから、ね？花は奥さんがつくりたい、旦那は野菜をつくりたい、みんな土いじりなんです。野菜つくったって、緑で、これも景観に十分貢献するし、そこに、また花があったら、もっといい、それで、例えばね、さっき言いましたが、公園だとか道路の脇だとか、でかい土手だとか、その、もちろん、そういうところもあるといいと思うし、要するに共同で作業をして満足感を得る、うれしいなあ、みんなでやってよかったなあっていう気持ちだったあるわけなんでね、だから、こんなのやってもえらいや、やめだっていうばかりではないということも覚えておいてほしいなと思います。それで、もし、そういう、中川は嫌だよ、自分だけでやれよっていう人もいるわけですよ、世の中には、いっぱいそういう人もいるの、そういう人はですね、やはり自分の庭で好きな花をいっぱい植えて、オープンガーデンっていうんだっていうけど、それで、道を歩く人なんかを見て、やあ、きれいだなあ、美しいなあ、それだっていいんだよ、そういうことならば、自分で好きなようにできるわけだから、何でもかんでも、また来週出てきてこれだなんていうんじゃないでもできる、そのガーデニングによることによって健康維持もできる、そういうことも、今、非常に、その流行でいいのか、悪いのか、そういうものを好む人が増えているということなんで、そういうことも、実は考えてもいいんじゃないのか

なあといいふうに思うわけですが、花の話ばかりで申しわけないんですが、どうですかね、その辺のところは、これは村長じゃなくて、課長、どうでしょう。

○村 長 だから、つくるだけじゃなくて、どうもうけるかというところの、ビジネスにどうしていくのかというところが一切ないので、例えば土づくりをする人が、好きな人がいますよ、例えば中川だったら、クラインガルデンみたいな形で、そういう人呼びこんでくるというふうな形で、それがビジネスになっているっていうふうなことがありますよね、だから、ファームサポートなんかでも、やっぱり手伝いたいっていう人が来てくれて農家の助けになっているっていうことがありますよね、だから、何か、そういう形の、もう少し出ていって、好きな人が来て、やって、ああ、きれいになっただけじゃなくて、何か、もう少し、その産業につながっていくところの何かがないと、その発想が必要なんです。今おっしゃっていることは、そこがない、欠けている、きれいになりましたっていうところから先がないので、そこんところをちょっと工夫していただいて、しかも、こうやって、例えばガーデニングをして、バラ、バラガーデンみたいにして入場料を取るとかですね、その花の種とか売っているじゃないですか、ああいうガーデンのところへ行くと、シャベルとか、そういうものを売っていたりとか、御飯が食べられたりとか、そういう形になれば、そのバラガーデンを子どもが引き継いでいくっていうこともできると思いますけども、何か、そういう、そういうことまで、ちょっと踏み込んで考えていかないといけないというふうなことをずっと申し上げてきたつもりなんですけども、なかなか、こう、すっと落ちていただけないというところがあって、一般質問で、前も、そういう、こう、美化運動のレベルにとどまったお話、テーマになってくるので、その先に行くことによって持続、きれいだけでも持続していく、きれいに持続する村ということを考えていかななくてはいかん、もっと具体的に言うと、子や孫の暮らしに資するような仕組みを考えていかななくてはいけないということです。

○4 番 (山崎 啓造) なりわいとして、商売として、持続して、利益も得られて、それをね、まず誰かがやらなかったら持続も続きもないじゃないですか、それを、まず、やったらどうでしょうかっていう提案をさせてもらっているんですよ。どうも余りよくわかっていないんだなあ。それで、そういうことを言わせてもらっているわけですよ。だから、植えたらいいよっていう話じゃなくて、それ、村長の言うように持続していくには、やっぱり誰かが最初にやらなきゃあ、だったらやるでしょう？そうじゃないのかなあ？自分が変なのかどうか、よくわかりませんが、まあ、両方、とにかく日本中どこにもないような、そのものをつくって、だから、それを見に来てくれる人だっているでしょう、そうすれば、何かそこへつながってくるじゃないですか、人が来てくれて、お金使ってくれて、それで、なりわい、そこにまたなりわいが生まれて、利益も出てくるという、そういう方向でもっていければいいなということで、こういう、一所懸命、提案をさせてもらっているのが、実は本当のところなんです、なかなかわかっていただけないようです。

それで、花がいっぱいあるよ、ね？中川村っていいところだね、気持ちもいい人ばっ

かりだね、癒されるよね、そういう村にして、とにかく中川村を知ってもらって皆さんに来てもらう、そのために、まず、始めてみてはいかがかなということをおっしゃっているつもりなんです、余りよく伝わっていませんようですが、それは、それじゃあだめですかね。どうなんですか。課長。

○総務課長 今回のこの中川村美しい村づくり条例、これの目的からいきますと、この中川村の美しい景観が地域資源であるという認識を持っていただいて、景観形成に関する村、あるいは住民等の責任を明らかにする、そういうことと景観形成の施策を総合的に推進するという2つの目的がございます。

まず、住民の皆さんが一番最初に重荷に感じなくて取り組めることっていいですよ、まずは、自分の住んでいるうちの回り、あるいは自分が耕作している田畑、あるいは自分が持っている山、そういったものの中に、結構、中川村で遊休荒廃農地が50何ha、確かあることになっていきますから、そういうふう荒れている、当然、農地が荒れているっていうことは、その周囲の道路とか水路なんかも草ぼうぼうになっている可能性がございます。また、住宅なんかも、仕事の忙しさから、例えばなかなか手入れがされていない、そういったところもあるかと思えます。ですので、まず、住民の皆さんにさせていただきたいのは、自分のうちの庭だとか周囲、農地等をしっかり管理していただく、そして農地も、例えば米の政策の関係で、当然、減反がついて回りますけれども、ただ、それじゃあ、米つくっちゃいけないから米つくらないっていうだけじゃなくて、その米のかわりに何かつくる、例えば、今現在3haぐらいソバが村内でつくられていますけれども、ソバも、それこそ山崎議員さんがおっしゃる花が結構楽しめるものですし、こういう田舎の風景には非常に似合うなあというふうには思っています。私自身、この前の振興課の中でも、そのソバづくり、荒らしておくよりはソバをつくりましょうっていうことで、自分自身は推進してきたつもりであります。一般の皆さんには、とにかく自分の身の回りから、そういうことをやっていただく、それと、また、隣近所、地区、グループなどで、こう、話し合いを進める中で、いや、ちょっと、あそこ空き地、草退治も大変だし、何か花を見て植えようとか、花木を植えよう、そういうものが発展的に行われるというのは、これはいいことだというふうには私は考えています。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) そのとおりだと思うんで、そういうことを一所懸命言っているつもりなんですけど、どうも余り通じないんですが、じゃあ、そこをね、じゃあ皆さんで考えてよっていうとなかなか難しい、どうして自分で考えなきゃいけないの？これ、主体になって自分たちが、地区が、それがなかなかできないから、こういうものあるよ、こういうものあるよ、ああいうものあるよ、こういうふうにしてよくらいなことは、やっぱり行政がね、言ったほうがいいと思うんだよ、そこが一番大事なところなんで、じゃないとね、だって、あそこへ配ったじゃないか、それでやってよ、知らないじゃないかっていう話になっちゃうと、誰も進まないわけですよ。それで、その美しい花、花いっぱい村にしたいなっていう私の理想なんです、これ、それじゃあ飯は食え

ねえっていう人もいますけど、でも、これってね、私は大事なことだと思う。そういう村へどうしても行ってみたい、来たいっていう人は絶対増えてくるはずですから、一年中花が絶えない村、そんなのが非常に魅力的かなあっているような感じがします。冬は花がありませんから、あのアルプスのロケーションで十分なの、あんなのどこに行ってもないんだから、すぐそこにアルプスがあって雪があってなんてね、日本全国でもそんなにはありません。だから、それで十分売り出していきますから、行政として、ちょっとでいいからアドバイスをさせていただく、ちょっと話をさせていただく、ぜひ、していただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○総務課長

その部分につきましては、先ほど村田議員の一般質問の中でも、ちょっと触れさせていただいているんですけども、正直申し上げまして、現時点では、住民の皆さんへ、この4月に（資料掲示）こういうチラシをお配りしたんですけども、広報と一緒に配ったということで、なかなか理解されていないのかなというののははっきり感じております。今後も、広報誌、あるいはCATV等で、村のホームページも活用しながら、啓発や機会を捉えての説明は必要だというふうに思っています。それと、先進事例とか優良事例、こういったものも私たちのほうで少し探して、必要に応じて住民の皆さんも、もし、意向があれば、一緒に視察、そういったこともして住民の皆さんの理解を深めていくということがこれから大事なかなというふうに感じております。

以上です。

○4 番

（山崎 啓造） 前向きな返事をいただきました。確かに視察、あちこちあったら、そういうのを見せていただいたり、連れていったりしてもらって、みんなで勉強して美しい村にしましょうよ、ぜひ、それでですね、今度、村長に聞きますよ、村長、先月、欧州へ行ってきました。美しい村連合の企画で視察をしてきたということでありまして、帰ってきた出したものを、ちょっと読ませてもらいました。地域の伝説とか、伝統とか、文化とか、暮らしとか、そんなものをかいま見てきてですね、そういうのを体験する中で、日本との違い、中川村との違い、さまざま感じたように思うんですが、そういった中で、どんなふうに、じゃあ、感じたのか、また、どういうふうに生かしていけるのかというようなことをお聞かせいただくと、村民の皆さんも非常にうれしいんじゃないかというふうに思います。あの報告書は、自然エネルギーのことが大分たくさん書かれていたように思ったんですが、ひとつ、その視察の結果、どんなことに、やれるぞ、これはいいことだ、いろいろありましたらお聞かせいただきたいと思いますが。

○村 長

きょうの議会でも何度か申し上げましたけども、例えば自然エネルギーにせよ、自治体やっているっていうのはほとんどないですよ、その地域の人たちが組みたいなものをつくってやっているとか、1軒の農家がやっているとか、そういう形で、行政がやるというよりも、住民の皆さんの中で、こう、お金の工面だとか、どれだけの金利で借りてきて、それでどれだけの発電ができて、幾ら幾らで売ってっていうふうなこととかで、何年間でペイするようになるとかですね、その辺のことも、多分、

そういうコンサルティングの人もしっかりした人がいるんだろうと思いますが、その辺のところ、ほとんど行政は、そういう申請についての事務手続を、州とか国からの補助というのもあるらしいので、そういう補助手続なんかの申請なんかは手伝うと思うんですけども、本当に職員の数も少なく、多分、ある村では村長さんと職員が1人しかいないというふうなところもあって、だから、それは、自治体の役割とか構造とかですね、その辺の分業の仕組みが日本とは全然違うんだろうなというふうに思いましたが、それはともかくとして、ともかく、住民の皆さん方が自分たちで計画して自分たちで実行してというふうな、そういう、こう、簡単に言えば主体性といえますか、自主性といえますか、そういうものがすごくレベルが違うなというふうなことを思いました。

それと、もう1つは、先ほども申し上げました農業とかがですね、大変、こう、農業も補助金、ヨーロッパの場合はある程度出ているのかもしれませんが、農家というのが、荒らすような形じゃなくて、畜産と林業と何とかとってというのは、割と、こう、地域の中でそれぞれバランスよく行われておいてですね、それがゆえに隅々まで結構手が入っている、日本の場合、もう、農業をやってももうからんからっていうことでだんだん荒れていくっていうふうなことではなくてですね、農業もしっかりと暮らしの中で役に立っているっていうふうなところで、隅々まで手が入っているっていうのが荒れていないきれいな景観なんだろうなというふうに思いました。その辺があれかな、そういうところが一番いいなというふうに思ったところです。

自然エネルギーについては、大変大がかりなものから小規模なものまであるし、ヨーロッパ、あそこにも、ホームページにも書きましたけども、ヨーロッパの場合は、温水パネルヒーターがそれぞれの部屋に全部あらかじめ設置されているっていうのがほとんどの家の構造としてあるので、そういう体制になっていない日本では、その温水を、こう、地域に回して暖房とか、熱供給をするという仕組みが機能するとは思えないんですけども、ただ、いろいろ、バイオガスのことだとか、発酵させてガスをつくってっていうふうなこととかですね、それからまた、まきストーブでいろんなことをするというふうなことなんかもありましたので、その辺のところは参考になるだろうし、なるのかな、それこそ、失礼、ビジネスモデルとして、まきストーブというものを使って、それにまきを供給するところを、ともかく向こうの人はですね、お金が外に出ていくっていうことが地域が廃れる原因であると、燃料費に幾ら地域から出ているのかと、そのお金は、全部、アラブだとか、最近だとロシアの天然ガスとかですね、そちらのほうにお金がどんどん流し、出ていくばかりだと、山からまきを取ってきて、それをチップ化するなり、まきのままなり、それを利用すれば、その切ってくる人件費もですね、それも、それを払ったとしても地域の中で回るといような形で、地域のお金が外に出ていかず、地域の中でみんながお金が回って行って、それぞれいろんな活動ができるというふうなことを、本当に、そういう意味で、そのための自然エネルギー、CO₂がとか、環境がとかということよりも、私たちの地域の中にあるお金を外に出さずに、地域の中を豊かにしていくためには、それが一番いいんだということ

で、1つの何かメタンガスによる発電をするにしても、そのついでに出てくる、エンジンを回して発電しているんですけども、そのエンジンの熱をそのまま冷やして捨てるのはもったいないから、それを地域に回せばいいというような、非常に、こう、日本で言うもったいない的な、隅々まで利用し尽くすというような、そういう発想があって、そのことによって全体としてペイするんだと、熱は熱で売る、電気は電気で売ってというふうな形で、トータルでもうかる仕組み、ペイする仕組みをつくって行って、お金が地域に回るんだというふうなことをしていくという、その辺の姿勢がですね、大変、その経済的な自立、それから、すべて地域のものを生かして使うというふうな、そういうふうな発想が、なかなか大したものだなと、ちょっと脱帽した次第です。

○4 番 (山崎 啓造) 大変いい勉強をされたと思います。中川村で、即、それは、こういうのがあるよ、ああいうのがあるよっていうことは難しいかもしれませんが、もったいない精神は、庁内でしっかりそれをつかんでもらって、もったいない精神で中川村をどうしていくんだっていうものは考えていただけるとありがたいのかなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〔「議長、動議、動議をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○7 番 (湯澤 賢一) 今の山崎議員の質問の中で、観光協会のところで、修正してもいいですよという発言がありました。この修正してもいいですよという発言について、これは、誰に言っているのか、議長に、本来、これは修正したい、してくれということと言っているのか、これは議事録の関係がありますので、この時点ではっきりさせていただきたいと思います。村長が議事録を修正できるわけではないよね？その修正の意味は、だから、議事録には、当然、載りますので、お願いします。

○4 番 (山崎 啓造) だから、自分の言ったことが、要するに、このね、趣旨と違っているという村長の答弁があったんですよ。こういうふうになって、こうだから、今回、削りました、自分の言ったことが、その整合性がなかったのを、それを修正させてもらって結構ですということと言ったんです。考え方が。

○7 番 (湯澤 賢一) そうすると、山崎議員が言っていることは、村長の頭の中から削除してくださいということなんですか、それとも議事録から削除しろということと言っているのか、そこがちょっとはっきりわからない。

○4 番 (山崎 啓造) だから、私の言ったことが村長の思っていることと違っているから、村長の中で、それは、なくなっても、修正していただいて結構ですということです。議事録ではありません。

○議長 再度、確認します。議事録から削除しろということではないということですね。

○4 番 (山崎 啓造) そうです。

○議長 了解しました。

○7 番 (湯澤 賢一) わかりました。

○議長 これで山崎啓造議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を2時40分とします。

[午後2時23分 休憩]

[午後2時40分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、2問、中川村学校給食についてと日本で最も美しい村のこれからということで2問を質問させていただきます。

初めに中川村の学校給食について伺ってまいります。

現在、全国的に学校給食の民間委託や大型の給食センター化に各自治体で取り組みが検討されていると聞きます。情報によりますと、中川村でも関連業者が役場などを訪問されていると聞きますけども、これは定かではありませんけども、現在、中川村では、小中3校のセンター方式であります。給食の理想は自校方式と聞いておりますが、村長の考えはということでもありますけども、将来の学校給食のあり方など、近隣町村などとの連携による大型給食センター化や民間委託など、検討を考えたことはあるかどうかということでもあります。

先日の新聞報道によりますと、伊那市では、市長は第1回目ときには給食センター方式にしたいということで大々的に打ち出したわけでもありますけども、検討の結果、できるだけ自校方式にしたいというような報道があったわけでもあります。

全国の事例でありますけども、1日1万食など配給している大型の給食センターの事例でございますけども、これは、最終的に、返ってくるのが、半分、給食が返ってくると、いわんや、給食センターでもって残飯をつくっているような感じだというようなことを聞いております。村長は、こういうことをどのように考えておられるか伺います。

○教育長 村長にということでございますが、給食センターのことでもありますので、まず、お答えさせていただきたいと思います。

近隣町村などの連携による大型給食センター化や民間委託などの計画については、考えたことは、現在、ありません。

現在、村の給食センターでは455食を午前6名、午後5名の調理員さんの調理によってしております。オール電化で、また、ドライ方式というような方式に改修しいたいておまして、他市町村から参加者もありますけれども、多くの方がいいというふうに言っていられるというふうに聞いております。

センター方式ですけども、安全で温かい給食を届けるためには、さらなる大型化は好ましくないというふうに考えます。

調理の民間委託については、ご指摘のように業者からの話もあったというふうに聞きますけれども、その必要は考えたことはありません。

○8 番 (柳生 仁) 私も給食センターへ伺ってきたわけでもありますけども、給食センターでも、そういったこと考えておらないと、また、教育委員会へ伺ったときにも考えておらないということでもございましたけども、政治的に、村長も近隣とのこういったことは考えたことはないかどうか伺いたいと思います。大型の給食センター化とか民間

委託など、お伺いします。

○村長 政治的っていうのはあれですけども、ほかの市町村長さんからそういう提案をいただいたこともございません。

○8番 (柳生 仁) 大変力強い答弁でございますので、これを心配されました住民の方々は大変安心していると思います。

また、2番目に書いてあります教育の一部でもある学校給食の理想は自校給食ということでございますが、現在、中川村ではセンター方式であります。このセンター方式でも十分機能しておって、中川村では残飯などほとんどないと言われておりますけれども、自校給食にしますと、子どもたちが授業中にもおいしいにおいがしてくるということで、非常に教育にもいい部分があるんじゃないかって言われておりますけれども、この自校給食などを考えたことはないかどうかお伺いします。

○教育長 自校給食のよさは、温かい給食を届けられるということ、それから、調理をしている姿を間近に子どもたちが見ることができるということ等、多くのよい点があるというふうに思います。調理員さんと直接、話もできることにより、感謝の気持ちも学びやすいと思います。

中川給食センターの場合は、そういう自校給食のよさに近づけるために、東西小学校、各学級へ栄養教諭による給食指導の訪問や調理員が出向いて各学級で話をしたり一緒に給食を食べたりする会食訪問を行っております。小学校の児童が学級で給食センターへ調理の様子を見に来るといったことがあります。

また、地元の農産物の活用の取り組みとして、JAと農政、それから給食センターの共同によるおいしい野菜届け隊の生産者の皆さんの協力もありまして、地産地消の努力をしてくれまして。

このような自校給食のよさに近づけるよう運営されているこの方向をさらに進めていきたいというふうに考えております。

○8番 (柳生 仁) 中川村の給食センターでは、さっき言われたように、非常に子どもたちに近い給食を提供しており、お母さん方も一所懸命つくっておられますし、中学3年生になりますと、おいしい給食のレシピ集がプレゼントされるっていうのもあって、大変感謝されております。これからも、ぜひとも、この給食センター方式、自校給食に近い方式がしっかりと継続されるようお願いしたいと思っております。

それでは、2問目の日本で最も美しい村のこれからということで、今まで関連のこと何人かが質問しておりますけれども、よろしくお伺いします。

1つ目としまして、日本で最も美しい村の歴史民俗資料館と周辺の建物でございますけれども、初めに歴史民俗資料館の将来計画の検討を始めたのかということでございますけれども、中川村の歴史民俗資料館は大変な貴重な資料がたくさん収蔵されております。また、今なお住民の方々より貴重な資料が預けられているわけでございます。

そうした中で、若い学芸員さんを育てたらどうかということでございますけれども、これは、建てかえと改築、両面から質問していきましますが、歴史民俗資料館につきましては、以前にも質問したことがありまして、また、7番議員も質問したことがありま

すけども、なかなか改善計画が見えてこないわけでありまして。現在の場所でも増改築など可能と思っておりますけれども、現在のあり方は、来館者が構造的に入りにくいと、ちょっと暗い感じとか、重苦しい感じとかあるわけでありまして、これをもう少し入りやすい環境にならないかっていうことを聞いております。村では、この村民の重要な財産でありますけれども、こういったものを村の宝としてきちんと将来的に保存していくためにも、また、多くの方に見学してもらうためにも、どのような方法を考えているか伺います。

また、若い学芸員さんを育てて、将来的にきちんと、現在も、さっきの補正予算でもありましたけれども、常に臨時じゃなくて、きちんとした安定した若い学芸員さんを育てていくことが私は重要と思っておりますが、どのような考えかお伺いします。

○教育長 歴史民俗資料館は、現在も収蔵品をいただいております。現在、収蔵率は約80%くらいだそうです。資料の場所の整理や資料の選択、例えば同じ物や痛みの激しい物、それから役割を終えたものなどを整理するというような、そういうことにより工夫をするとしましても、将来的にはさらに広い場所が必要となり、また、それによって収蔵品がさらに収蔵品が集まってくることを期待できるということでもあります。

現状としましては、高齢者創作館等、周辺施設をあわせ、総合的な計画の中で考えていきたいということでございます。当面、文化財調査委員会や社会教育委員会など関連委員会で近隣の施設を見学を行ったりして検討していきたいという計画を持っております。

それから、若い学芸員をとというご質問でございますけれども、今年度は、若い人も含め、3人体制で週2.5日、仕事していただいております。そういうようなことも含め、望ましい体制を検討しながら進めていきたいと考えております。

○8番 (柳生 仁) 今、今年度、若い学芸員も含めて運営していくとのことでございますけれども、私が希望とすることは、若い学芸員が安定して、そこでもって継続的に資料を調査していけるっていうことが一番理想だと思っております。臨時的じゃなくて、そういった体制がきちんとできているかどうかということと、また、この将来計画をきちんと、もう、方向づけを持って、じゃあ、27年、28年にはこうしていくよっていうような方向づけを決めてもらいたいなと思っておりますが、そこら辺はどうなっていますか。

○教育長 この問題につきましては、かねてより質問をいただいているところでございますけれども、やはり総合的に考えますと、一層すぐには答えの出ない部分がございますので、近隣の望ましい施設を見学をさせていただく中で、少しずつ理想的な方向といたしますか、中川村で望ましい方向というのを検討していきたいと、そう考えております。

○8番 (柳生 仁) もう1点、若い学芸員を長期的に安定して働いてもらう環境について。

○教育長 その点につきましては、安定的にということ、ちょっと今はお答えすることができないわけでありまして、次年度への体制を考える中で、また検討していきたいというふうに思います。

○8番 (柳生 仁) 以前にも、私、若い学芸員を育ててもらいたいということを申し上

げたわけでございますけれども、なかなかそのところへ到達しないわけですでありませ
すけれども、昨年までは、飯島の伊藤さん、ことしは、今、辰野の三浦さんですか、来
ていただいておりますけれども、その方たちも、我々も、決して、いい歳であって若く
ないということから、どうか村としても若い学芸員をきちんと育てて、私たちの意思
を伝承したいんだと、そして、村の財産をきちんと守ってもらいたいと、しかし、そ
こからは利益というものは生まれてきません。これは支出ばかりでありますけれども、
しかし、財産の保全っていうのは、そういう問題じゃなくて、きちんと行政として、
していくべきだと思っております。この点について、なかなか、検討、難しいかもし
れませんが、一定の目標を持って、今も、あり方についても明確ではありませんが、や
はり、28年度ころにはとか、まあ、時間、先に言ってもしょうがないわけでありませ
けれども、1つの目標を持って取り組んでもらいたいと、その信念がなければ、毎年、
同じ答弁であって、進展がないと、これは住民の方からも非常に悲しがられますけ
ども、1つの目標を定めてもらえるかどうか、もう一度お願いします。

○教育長 いつにということは、明言はできないわけでありませけれども、本年度、第5次総
合計画の後期の計画の推進に入っていくわけでありませけれども、その検討の中で考
えていくということは考えられるかと思えます。

○8番 (柳生 仁) ぜひとも、そういったことでもって計画的に進めていただき、村民
な貴重な財産をきちんと保全できるように、また伝承できるような対策をお願いいた
します。

次に、縄文時代のカヤぶきの修繕と体験学習利用されているかでございますけれども、
美しい村条例のあの4のところ、管理者に適正な管理を要請という部分があります。
この条例がきちんと運用されるためにも、まず、初めに村のこういった建物からきち
んと整備する必要があるかなあと、こんなふうにいるわけでありませ。現在は
歴民館後ろにあるカヤぶきの傷みでございますけれども、これが多くの人通りがある街
道筋ですと、ちょっと傷みがひどいなあというふうに通行人からも言われるような気
がしているわけでありませけれども、この修繕にはたくさんの費用がかかるっていう
ことを聞いておりますが、このことをどのように検討されているか、また、費用を最小
限にするためにはどんなことがあるかっていうことを考えているわけということと、
もう1つは体験学習ですけれども、昔は、こういったところで火をたいて、冬は暖を取
って、非常に煙い中で、また、火事を気にしながらきた経過があります。私は、この現
代社会において煙い体験が必要かっていうと、難しい部分もあるかもしれませんが、
恐らく教育長の子どものころは家庭でもって煙い体験はあるかと思えます。そいつ
たのが、決して、今、マイナスじゃなかったと思えますけれども、子どもたちの学習にも、
こういった体験をしてもらって、きちんと保全をしてもらいたいと思っております。
っていうことで、カヤぶきの修繕と子どもたちの体験学習、今後どのように、今でもし
ているかと思えますけれども、火をたいての体験まではしておらないと伺っており
ませが、どのようになっているかお伺いします。

○教育長 カヤぶき家屋復元のことにつきましては、全面ふきかえには、ご指摘のとおり多く

の予算がかかるわけでありませ。見積もりでは450万円弱というふうに聞いており
ませ。この費用を抑えるために自分たちで地域のカヤを集めたり、また、子どもたちの
協力をもらってふきかえたりというようなことも耳にしますけれども、専門家の意見
では、これはなかなか難しいというふうに聞いております。この点については、やは
り総合的な計画の中で考えていきたいと思えます。

それから、児童の体験学習ですけれども、昨年度も小学校の6年生の歴史学習で見
学をするというような活用がされています。

火をたいてという体験学習は、最近、ご指摘のとおり行われていませんけれども、
年に1回ほどは火をたいて煙を出すのが建物のためにもよいということはあるので
、そのことについては、担当者のところで行ってきたいというふうに考えており
ませ。

○8番 (柳生 仁) ただいま総額で450万円くらいかかるっていうお話でございますけ
ども、カヤぶきというのは、材料は主にカヤと荒縄と、それにかかわる若干の細い木々
というふうなものでございませけれども、中川村にあるカヤぶきでございますので、私
は、中川村の材料を使うことが、一番、縄文時代のカヤぶきにふさわしいようなもの
ができるんじゃないかと、こんなふうにいると思っております。ちょうど今、草木もしっ
かり目が吹いてきて、今から計画すれば、カヤは十分、農家の方たちから確保するこ
とができます。職人さんが、このカヤを使えないって言うことは、私はないと思
っております。美里の地区にもあるカヤぶきの民家の修繕も、伊那市のほうから来てもら
って、地元のカヤを使っているわけでありませ。職人さんがどういうカヤがいいって言
ったか、よくわかりませんけれども、私は、そういったのを呼びかけて、今から用意す
れば、27年には、全面、丸ぶきができるかなあと、こう思っているわけでありませ。
この手間につきましては、住民の方々、子ども、大人限らず、声かければ、手間は出
てくるであろうと、そうなりますと、職人さんの費用と、幾らかの費用かかりますけ
ども、この費用も、恐らくは半分以下に抑えられるんじゃないかと、そういったもの
を試算し、27年には思い切って修繕できるような考えを、今後、検討していつてもら
いたいけれども、今、答えいただかないと、これからカヤを保存していくのに、秋に向
かって育っていかなきゃならないわけでありませけれども、早急に検討をもらいたい
わけですけれども、いかがでしょうか。

○教育長 ご指摘のように、自然のカヤは私たちの周りにもあります。ふきかえは、自分も子
どものころに経験したり、お手伝いをしたこともあります。しかしながら、それだけ
に、こう、難しいということもわかります。すぐにはお答えできないわけであり
ませ、やはり、これも検討していくということで、お答えとさせていただきます
と思えます。

○8番 (柳生 仁) そういった中で、即答ということは非常に難しいわけでありませ
けれども、ぜひとも、地元のカヤで、地元の縄で、それから、地元の横の棒とか、そ
ういったものを使ってできるわけでございますので、検討していただき、そ
ういったものを使ってできる職人さんと呼んでくればできるわけでありませ。そんな材料できな
い

という職人さんは、私は職人じゃないと思っております。ぜひとも検討いただきたいわけでありませうけども、村長に伺いますが、このカヤぶき、大分傷んできておりますけども、美しい村づくり条例、制定したわけでありませうけども、村として、やっぱり、こういった建造物、きちんと整備しておく必要もあると思っておりますけども、回って歩いて、崩れかかったうちなど片づけるよっていう前に、村でもきちんと整備する必要があると思っておりますけども、どのようにお考えですか。

○村 長 どういう建物、あるいはどういう地域資源にお金をかけて直していくのかっていうことにつきましては、その美しい村条例のことに関しましては、審議会でしたっけ？ちょっと、今、名前がすぐに出ない、正式なのはあれですけども、の委員の方々にお諮りをしてですね、いろいろな意見が出てくるかと思っております。ここ、これを、この建物を直せ、これを直せっていうふうな意見が出てくる、それを全部が全部引き受けていくわけにもいきませんし、審議会でお諮りをいただいて、これは地域資源として、中川村の財産として、中川村の税金を投入してもやるべきだというふうなこと、だから、私の一存ではないので、そんなふうなことでございます。

○8 番 (柳生 仁) そうでありますけど、もし、あれが該当するんであれば、ちょっと村の財産として見苦しいねって、私は言われると思うんです。やっぱり、そういった村みずから先にこういったものを整備しながら、きちんとPRしていくことが大事かと思っておりますけども、よろしくお祈りします。

次に、小さいことのようにありますが、片桐古墳がそこにあるわけでありませうけども、石ころがころころ落ち始めておりますけども、ああいったものは、自分のうちのほかと思うと、幾らか磨く程度くらいで、草刈る程度かもしれませうけども、石ころが落ちるような自然がいいのか、やはり石が落ちないように整理していくのがいいのか、そういった考えは、どのようにお考えですか。

○教育 長 古墳のふき石の並びが乱れてきていることはご指摘のとおりであります。これについては、できるところから手直しをしたいと思っております。内部の石室のほうはしっかりしておりますので、外部のほう、できるところ手入れしていきたいというふうに思っております。

今後の管理については、やはり総合的な計画の中で考えていきます。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、古墳の石ころでありますけども、自分で拾ってあげて押さえつけられればいかなと思っておりますけども、どうも、それがいいのかわからないので、ぜひとも、きちんとしてもらいたいなあと思っておりますので、よろしくお祈りします。

次に、日本古来の茶室でありますけども、これは年間の利用が、教育委員会に伺いましたところ、月1回というふうに伺ってきました。そして、あれは、見ようとする、鍵がかかっている、中がほとんど見えません。「どこへ行って聞けばいいの？」って言ったら「教育委員会へ行って聞いて、鍵を開けてもらって中を見なさい。」ということになっておりますが、これを、もう少しうまく生かしてもらって、ときとして、あそこの外に、今、赤い毛せんでも敷いて、何かイベントのときにお茶会などを催せ

て、あの中が見られれば、また違うイメージかなあと思っておりますけども、今は、ずっと、愛好家というか、お茶の会の方々も月1回、使ってくれているようでありませうけども、そういったことを考えたことがあるかどうかっていうことと、また、現在の歴民館周辺は、誰かに見てもらいたいという、私は雰囲気にも余りなっていない気がするんです。なぜならば、あの駐車場側、金網でもって仕切られておいて、ああいったものの施設にはふさわしくない雰囲気かなあ、それで、入りづらいような雰囲気になっておりますけども、近所の子どもがおったりしますので、ちょっとしたミニ公園調な感じでもって親しまれてもらえるような環境になればいいなあと思っております。そういったのはどのように考えておられるか、茶室など、もう少し、ああやって鍵を閉めておくんじゃなくて、村民に多く知ってもらえるようなふうにならないかどうか、村長は、あの茶室でお茶をおきやくになったことありますか、どうですかね？その点、あわせてお伺いします。

○教育 長 茶室につきましては、ご指摘のとおり、現在は、茶道クラブが月1回、活用しているという状況であります。この利用につきましては、かつては文化祭のときに、あそこでもってお茶を立てていただくというようなことがあって、一般の皆さんも触れる機会があったと思っておりますけども、現在は、文化祭を1カ所に集めてやるようになりました関係で、そういう機会は、現在、ありません。

今後、茶室の見学等については、公民館報などで紹介するなどして、あのすばらしい茶室にできるだけ触れてもらえるように考えてまいりたいと思っております。

歴民館周辺の環境につきましては、日ごろの整備に努めますけれども、やはり、これの総合的な計画の中で考えていきたいというふうに思っております。

○村 長 何回か文化祭でいただきました。いただいたというのか、お点前をちょうだいいたしました。

○8 番 (柳生 仁) 村長はお茶をいただいたことがあるってことで非常にうれしいわけでありませうけども、これを、もう少し活用できないかと思われたことはありませんか。あのままでいいと思っておられますか。どうでしょうか。

○村 長 いいアイデアがあれば、いただいて、あのね、やっぱり、どれだけ、それをするのにもいろいろなことが必要かもしれませうので、その手間とか、人出とか、そういうふうなことと、それから、そういうことによってどういう効果があるってというふうなことを、あれば、いい考えがあれば、また、お聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 中川村では、いろんな方が集まってくる機会がありますので、もし、そういう機会、利用して、ああいった立派な茶室を見てもらいながらお茶をたしなんでももらえるような環境があると、また一歩、違ったものも出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともお祈りしたいわけでありませうけども、先ほど、歴民館周辺は総合計画の中でと言われましたけど、まあ、金網なんかの雰囲気も改善をされるかどうか、そこも含めて、もう一度お祈りします。

○教育 長 金網を張っている、その目的について考えるとともに、検討してまいりたいと思

○8 番 ます。
(柳生 仁) ぜひとも、歴民館は非常に貴重な存在でありますので、多くの村民の親しまれるような環境整備をしてもらいながら、村の財産として保全をお願いします。

次に、2番目の美しい村条例が制定されまして、日本の原風景の中に受け継がれた昔からの草花が思い出に残る村にということでお伺いしますが、先ほどから、花の話、出ておりますけども、この質問は12月にしておりますけども、いよいよ野山に木々の葉も出そろって、草花もたくさん出てきたわけでありまして。この時期にいま一度、忘れられないうちに質問するわけでありまして、今、忘れられつつある昔からの草花、いま一度、住民の方々から聞いたり、そういった草花を愛する方の会から聞いたりして、掘り起こして、子どもたちへの植物観察や、日本で最も美しい村らしい自然環境の中で、公園などに草花の名前の立札を立てたりして楽しんでもらう環境づくりができないかということをお伺いしたいわけでありまして。

村では、方言かるたとか方言集とか、切竹紋次、横前人形などが昔からあることが掘り起こされまして、活発に動いているわけでありまして、非常に、草花っていうのは、現代風の花もいいわけでありまして、非常に清楚な花でもって、ときとして安らぐ部分があるかと思っております。そこら辺をお伺いしますが、いかがでしょうか。

○教育長 地域にある昔からの残したい植物ということでありまして、これらにつきましては、やはり、基本的には、その場所で、その植物に合った、その場所での保存が望ましいというふうに考えます。地域の方々や植物観察会の皆さんの協力もいただいて、その植物の周辺の邪魔な木を取り除いたり、また、必要によっては周辺の草を刈ったりするなどの保存を、広報などを利用したりしてお願いをしていきたいというふうに思っています。

文化センター周辺、あるいは文化公園内では、やはり植物観察会の皆さんの協力をいただいて、そこにある植物の名前等の立札を立てるなどについては考えていきたいというふうに思っています。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、昔からの草花の、なかなか覚えていないのがありますけども、子どもころ、ツキミソウなど、夕方になって、やはりヨイマチグサっていうくらいでありますので、夕方から咲いて昼間しぼんじゃうという、考えようによってはつまらないっていうかもしれませんが、そういった花だったと思います。ぜひとも、そういった清楚な花を掘り越し、中川村って、自然、日本で最も美しい村で自然が豊かだなんていう中にも、昔からある草花がきちんとあるなあっていう環境づくりをお願いしたいわけでありまして。

関連でありますけど、きょう、美しい村条例の話でさんざん言っておられましたんで、ちょっと、きょうは持ってきたわけでありまして、この中に美しい村のマークがどこにもないんですね、あのカヤぶきのマークだか、あの水が流れてくるマークっていうか、あのマークが1つもないわけです。これ、なぜ入っていないか不思議でしょうがないんですけども、それと、もう1点は、住民に配ってくれたこの冊子とインター

ネットを出した冊子では絵の違う部分は何箇所かあるんですけども、ちょっと関連でもって質問しますが、せっかく美しい村条例つくったのに、なぜ美しい村のマークが入っていないか、また、住民に配ったマップ、冊子とインターネットで引っ張る冊子と絵が違うのか、お伺いします。

○総務課長 この住民の皆さんに配ったものは、最終的に印刷屋さんのほうで適するカット等を入れていただいたもので、インターネットのほうに載せている方は、その前の段階、村のほうの原案段階のものが載っているということで、カット等が違っている部分、ございます。ホームページに載せるPDFの関係がございまして、その点はご了承くださいたいと思います。

それから、ちょっと、美しい村連合のマーク、入っていないというご指摘がございましたけれども、ちょっと、その点については、ちょっと私のほうも確認してございませんので、この場で答えることができませんけど、ご了承願います。

○8 番 (柳生 仁) こういった、せっかく中川村は美しい村を自慢できる村に少しずつなっておりますし、国道端にも、あの大きな看板があります。住民に配るときには、まず、それが、こういったものに載ってきて、初めて、やっぱり言えるのかなあと思いますが、どこか忘れられてしまったということで残念であります。ぜひとも、これからの美しい村がしっかりできますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6 番 (大原 孝芳) 私は2問を質問させていただきます。

まず、最初に日本創成会議が発表した人口試算についてという題で質問したいと思います。

皆さんも御存じでしょうが、5月8日の日に民間の団体でございます日本創成会議という団体、座長が以前の岩手県知事、また、総務大臣かと思っておりますが、増田さんという方が座長でございます。そして、その内容については、非常にショッキングというか、言葉でつづってあり、どんな言葉かといいますと、全国のうち半数近く、50%ぐらいの自治体が、将来、2040年ですか、40年を想定していますが、そのときには半数近くの自治体が崩壊してしまうだろうと、そういった非常に話題を呼んだ見出しで各新聞が報道いたしました。それについて、内容については、例えば今までですと、日本の厚労省の人口問題研究所等が発表している、そういった予想数字とは少し視点が違っているかと思われました。それは、若い女性、つまり子どもさんを産める、創成会議ですと20歳~39歳の女性としていますが、そういった方々が、恐らく地方から都会のほうへ永住してしまうだろうと、そして、そういう、つまり子どもをこれから産んでいただける方がいなくなってしまうと、地方に、そういった方が、2040年の時点で試算した場合に、各自治体においては、今まで人口問題研究所等が発表してきた数値よりも大きく異なってくると、そういった発表でございました。そしてまた、長野県においても、各自治体、当然、中川村も初めすべての自治体についての数値が発表されました。そういったものを見たときに、私たちは、現実の、今、少子高齢化、

あるいは人口減ということは、当然、認識はしているわけですが、大きく、そういった発表と今の自分たちの自覚しているものと異なっているんじゃないかという、そういった、非常に危機感を持つわけですが。よって、今回は、そういった、村長にも、いろいろお話、聞きまして、村でも、そういったものに対して施策をしているわけですが、まず、率直に、まず、その創成会議の発表について、村長は、そういった報道についてどのような感想を持ったでしょうか。

○村長 ちょうど私がヨーロッパのほうに行っている間のあれで、向こうでも、美瑛町とかほかの連合加盟の皆さん方、南小国と美瑛は町長さんが見えていて、ほかは、いろいろ、職員の方だったり、農協の方だったり、議員の方もいらっしゃいましたけども、そういう方々がいらっしゃっている中でも話題になっていました。私も気になって、創成、一般質問もいただきましたし、日本創成会議というのはどういうところかなというふうなことで調べてもらったんですけども、日本創成会議とはというホームページによると、「10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者など有志が立ち上げた組織です。日本の諸システムの総点検を行い、国民の立場から新しい日本を創るための提言を発信し、国民的議論を興します。」というふうに書いてあって、まず「国民的議論を興します。」というふうになっている、どっちかっていうと、だから、こう、単に提言するとかいうよりも、あおる、もっとわかりやすく言うと、そういう狙いがあるようです。もう少し読んでいくと、「キーワードは、「開（ひらく）」「自前主義の打破」「生活者や次世代の幸せを阻む既得権・旧弊の聖域なき見直し」。日本独特の過剰な自前主義を捨て、国を開き、世界と共に発展していく国づくりを目指します。」というふうに書いていまして、あと、いろいろ、いろんなプロジェクトとか取り組みをやっているんですけど、そこの中に出てくるのは、地域開国とかグローバル都市創成とか、アジア大洋州電力網イメージ、日本から、東南アジア、オセアニアまでですね、全部、こう、線で、電線で——電線っていうか、電力網でつないで、電力の供給をするんだみたいな、そういうことが書いてあって、恐らく想像するにグローバル経済主義、効率のいいところで1カ所で何かをつくって、それを全部にばらまく、農業国は農業をやればいい、工業国は工業をやればいいというふうな、そういうような考え方のもとに、問題を、こう、ちょっとあおるような形で提言しているのではないかなと、そのヨーロッパで話したときも、そんな失礼な発表がされているとかいう話になって、それは、消滅するとかって言うけども、消滅させたいんだろうと、その小さい自治体を、だから、合併とか道州制とか、そういうふうな形で、経済効率の悪いところは、もう切り捨てて、なくしてしまいたいというのが狙いじゃないの？みたいな話で、酒飲み話で、そうかもしれんなあってというような話をソーセージを食いながらやっておったわけですけども、そんなふうな感じではないかなと思います。最も美しい村連合というのは、その地域の個性を生かして、それを将来までいい形で残せるようなことを模索していくという取り組みですし、それから、ドイツ、オーストリアの地域の地域資源を生かしたエネルギーっていうのも、その、先ほど申し上げました地域の

ものを生かして、遠くから運ばれてきた石油や天然ガスを使うのではなく、地域にある草とか牛のふんとか木材とか、そういうもので自給的にやっていけないか、まあ、昔風に言えば、中国の論理で言えば小国家民に近いような発想かもしれませんが、だから、グローバル主義と真反対だと思うんですね、美しい村連合も、それから地域エネルギーの自給を目指す取り組みというの、私は、やっぱり、そんな同じものを世界中が、つまり、言ってみれば、御飯はですね、世界中がハンバーガーを食べれば一番効率がいいみたいな話になっていくわけだから、そんなふうなふうにはしたくないし、じゃあ、日本創成会議って言っているのも、それを真に受ける必要はなくて、一つのもくろみがあって言っているのではないのかなというふうには私は思います。

ただし、確かに、そのデータの根拠となっている女性の数がっていうふうなこともあるかと思いますが、実際、中川村、たくさんの若い人が移り住みたいと言ってくださっているし、そういう方々、子どもをつくられる方々は、本当に3人、4人というふうな形でつく方も多いうふうなことでありますので、さっき言っていた美しい村としてよさが持続されていく、毎回、言っている内発的な産業おこしみたいなこともしながら、いろんな形で、それぞれが頑張って、子育てのしやすい、それぞれ楽しみながらくらいしていける元気な村というふうなことをですね、やっぱり、これまでどおりの形で目指していくということがいいのではないかなと、これ、変におびえるのではなくて、確かに正しいところもあるだろうから、それに対してしっかりと頑張って、地域を守り、育て、引き継いでいくということが大事かなというふうなことを思います。

○6 番 (大原 孝芳) 私も、今、村長の答弁のように、創成会議っていうものは、どういうもくろみでですね、たくらみとかですね、私も、そこまで、ちょっと考えて発言していないわけですが、私が感じたのは、例えば、厚労省あたりはですね、今の人口問題研究所っていうのは、多くの自治体が、みんな、その人口の推移について使っているデータだと思います。それで、それに一つですね、問題提起をしたっていうような意味でですね、例えば、先ほども、私、言いましたけど、つまり、人口問題研究所ではですね、その都会へ行く人たちがですね、恐らくどこかでとまるだろうってね、一極集中が、そういうふうな、私も、その新聞でしか読み取っていないんですが、そういうところにね、例えば、今の創成会議については、もっと、それがね、都会へ流れていく人口がですね、とまらないんじゃないかっていうような、そこが、大きなね、その、何ていうんですか、考え方の基点が違うっていうかですね、そこら辺によって、その数字が変わってきているんじゃないかなっていうふうなことを考えます。ですので、まあ、何ていうんですか、まあ、小っちゃいところはですね、潰してしまえっていうような、その道州制やなんかと同じようなね、そういう論理になっていっちゃう可能性もあるかもしれませんが、一つの、そういった問題提起の中でですね、ちょっと村の、その人口減に対することに対しての施策についても、ちょっと聞きたいと思います。

まず、例えば、次の問題なんですけど、基本、5次基本計画の中に書かれているんで

すが、総合計画の中で、5年、ちょうどことしがあれですかね、26年が半分ですかね、それから、後期がこれからなんでしょうが、その将来人口のね、4章の将来人口を見ますと、人口がですね、4,791人って記載されています。これは推計で、それは、データは、当然、日本人口問題研究所のデータで書かれています。しかし、現在は、今、それよりも、4,900人くらいですかね、ですから、上回っていますので、いい結果にはなっています。それで、例えば日本創成会議の予測ですと、これからのですね、2040年についてはですね、中川村の人口っていうのは3,505人って報道されています。つまり、これから後期計画、あるいは、また次ですかね、第6次ですか、総合計画についても、当然、人口推移っていうのは、一番、その施策については一番基本的なことなものですから、何ていうんですか、例えば、今、村長、言われるように、これは非常に余り当てにならないと、この数字はね、そういう見方してしまえばですね、まあ、私の質問も成り立たないわけですが、何らかの形でね、例えば、村長、そういうふうにおっしゃって、それからまた、今までのどおりですかね、施策で、中川村も、まあ、おかげに、今、若い人たちが入ってきていただいたり、大きく人口が減っているっていうことはないものですから、余り、村民もそうだし、私たちも、その人口減についてはですね、そんなに、もう、喫緊の危機感を持って接しているわけじゃないんですが、例えば、これからですね、後期計画、基本計画立てるときとかですね、それから、次の、まだ先のことなんです、そういうときに、この創成会議の数字っていうのも、今の村長の一言で、当てにならないって言われれば、それまでなんです、何か、人口問題っていうのはですね、人口が減ると、こう、どういうことが起きるかっていう、それじゃあ、最近もですね、週刊誌なんかで、某週刊誌で、まあ、余り当てにならないかと思うんですが、その日本の人口が減るとですね、どうなるかって、ものすごいあおっていますよね、私も、本、買って読んだわけじゃないんですけど、新聞の見出しで読み取ると、例えば、今までのシステムがですね、例えば、コンビニが、もう、非常に、もう、要らなくなっちゃうとかですね、何か、人口が減るっていうことに対するね、何か、国民、私たちもそうなんです、何か、余りにもね、危機感が足りないんじゃないかっていうようなことを書いてあるんですが、私は、ちょっとすみません、質問を絞りますが、村の総合計画にですね、ちょっと、今回の、こういった創成会議の発表っていうものは余り影響を及ぼさないかどうかっていうことを、ちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○村長 創成会議のものを参考にして立案するという事は、余り考えていないです。だから、どれほど客観的かどうかというところがわからないので、その問題提起の部分は、そういう見方というものをできるというところでは参考に——参考というか、学ばねばならないところもあると思いますけども、人口の数字としてはじき出された数字に信頼性を置くかどうかというところは、ちょっと違うのかなというふうに思います。

ただ、人口というよりも、その、何ていうんですか、ピラミッドっていいですかね、どれぐらいの、同じ5,000人でも、どういう構成で5,000人なのかっていうのは、全

然違うと思いますので、そちらのほうの人口構成っていうか、人口っていうのは担い手ですよ、農業にせよ地域にせよ、その担い手をどういうふうに確保していくかというふうなことが大事なというふうに思います。

○6番 (大原 孝芳) じゃあ、2番目の質問で、総合計画については、影響があるっていうか、やっぱり人口問題の数字は、その創成会議のことは余り影響——影響ないっていうか、余り数字は参考にならないっていうようなご答弁だと思います。

それで、次の3なんです、例えば、そうは言っても、これ、非常に、何ていうんですかね、裏にどんなもくろみがあるろうが、非常に、データとしてはですね、きちんとしたものではないか、データというか、何ていうんですかね、一つの違った見方での提言かと私は考えています。したがって、例えば、今、村長のほうで、いろんな、少子化対策、あるいは人口減問題に対してですね、いろんな施策を打っているわけですが、例えば、これを機に、私は考えているかどうかというようにことを聞きたかったんですが、余り、今の話を聞くとなさそうなんです、例えば、今、あれですかね、例えば、人口減っていうかですね、いろんな見方をしますと、今、言った、そのピラミッドで、どこの部分がですね、例えば、当然、高齢化率の問題だとか、それから、つまり、今のいろいろ社会保障を支える人口がどうだとかですね、いろいろ減らなければいいっていう問題ではないんでしょうが、やっぱり、今まで村長がいろいろ、マニフェストでいろいろ言ってきて、農業の若い者の支援のためにですね、中川村に来てもらうためにやるとかですね、一つ一つ、みんな、そういった対策にはなっているんですが、何か新たにですね、例えば、こういった報道がある中でですね、その考え方としてですね、例えば、ちょっと、まあ、私もすぐ思いつかないんですが、例えば、創成会議で一つ提案しているのはですね、これは、自治体、中川村だけでできることではないんですが、例えば、今までの社会保障のお金の使い方の中でですね、例えば、老人っていうかですね、そういう人たちのお金に、例えば児童福祉と高齢者福祉とかありますよね、そういう中での分配、もう少し違ったね、例えば、それは、生きるものに対してはね、すべて厚く何でもしなさいって、ちょっと語弊があっちゃいけないと思うんですが、高齢者医療——医療じゃなくて高齢者の福祉と児童福祉の部分のですね、そのお金の使い方みたいなものを提言しているわけなんです。したがって、例えば、パイが決まっている中でですね、どうしても子育ては、子どもさんたちに、少子化問題にね、対して対策がしたいは、それから、お年寄りにもですね、健康で長く、お金使っていただいて幸せに暮らしてほしいっていうね、そのバランスがですね、使い方のバランスが、やっぱり限界だっていうようなことを言われていますので、そういったことの見直しとかですね、それから、例えば、人口問題についてはですね、例えば、働き、何ていうんですかね、中川村に来ていただくっていうことにはですね、例えば、創成会議を見ているとね、例えば、非常に数字だけいいところはですね、下條村とかですね、それから、皆さん御存じですけど、南箕輪村も、当然ね、それべしに、非常に減らないよと、そういうふうになっているんですね。だからね、必ず何か、それは理由があると思うんですよ。だから、そういったところをですね、

先進地としてのを少し勉強すればですね、ヒントはいっぱいあると思うんですよね。ですので、例えば、そういったところを、ぜひ分析していただいでですね、こうやって見ていると、失礼な言い方ですけど、飯島町なんかは、非常にぐっと、非常に大きな悪い数字が出ちゃってね、飯島の人たちも非常に不愉快でいらっしゃるかもしれませんし、それから、かといってすごくいいところもあると、それは、やっぱりいいなりの理由があって人口が余り急激には減らないよってあるもんですから、ぜひ、そんなことを参考にさせていただきながら、今、村長がお考えの政策の中にですね、これから後期基本計画の中にもですね、そういった人口問題に対する、このままでね、例えば推移していかないようなリスクをですね、ちょっと感じながらですね、新しい施策っていうことも少し考えていっていただきたいところが、こういった報道を機にですね、そんな思いがあって、今、質問させていただいているんですが、いかがでしょうか。

○村長 データの信頼性っていうところで1つの例で、飯島の町長さんなんかおっしゃっていて、やっぱりリーマンショックかな、のときに、やっぱり、随分、働いている方々が本国に帰られたりとか、そういう影響が、飯島の場合、大変大きくあった、そのところのデータをぼんぼんと取って、こことこはこうなつたみたいなどころからやっているの、だから、こう、どれだけ、いろんな細かくやっているかっていうふうなところ的に言うと、たまたま、何ていうのかな、ゴルフで隠しホールがあって、何か、こう、いい球を打ちちゃったとかいうふうなことで損したとかですね、それに近いようなこともあるのかなと、飯島のあれが本当に、そのまま実力っていうか、それが出ているかどうかっていうことはわからん、そういう意味で、ちょっと違うかもしれないっていうこともありますし、それから、南箕輪なんかの唐木さんなんかは、やっぱり人口増えるけども、それがゆえの悩みというふうなこともよくおっしゃっている、その、やっぱり地区としてのまとまりっていうか、いろんなことができにくくなっているっていうのがあるので、私は、やっぱり中川村で、みんなで草刈りをしたり、五平餅祭りやったり、早起き野球やったりとかですね、そういうふうなつながりが、こう、維持されていって、子ども会もあってっていうふうな、ゲートボールのおじいちゃんたちのあれもあってっていうふうな、そういうコミュニティーとしてのよさみたいなものが受け継がれていくような形での、その社会持続ですよ、維持というふうなことができたらいいなというふうに思っておって、いろいろ増やすという方向、単に数値目標で行くっていうと、やっぱり、それは、その社宅——社宅じゃないわ、村営住宅みたいなものをいろいろ増やすとかですね、いろんなこともあるんだろうけども、そうじゃなくて、やっぱり、こう、地域の持続性、地域活動がやってもらえるような形で入ってもらいたいなというふうなところを思っています。だから、割と今までやってきたことを、もっとしっかりやらないかなというふうなことを、今、お話、ご質問を聞きながら思っていたところです。

○6番 (大原 孝芳) 村長のおっしゃるのは、公約をそのまま進めていくということ、それでまた、もっと充実していきたいっていう、そういうお話です。当然、それも本当に大事なことで、どこの自治体もですね、本当に、これをそんなに簡単に解決できる

ところはないと思うんですが、やっぱり少子化というかですね、それは、よく言われるのは、まず、生き方からですね、私なんか新聞などを読みますと、つまり、もう、今のね、日本の、その私たちが、今、行っている、その営みの中ではですね、何か、少子化をっていうか、子育てをするのが、環境がね、ないというかですね、だから、それを、もう根本的に変えないとね、子どもを産む環境にないとかですね、育てる環境にないっていった、だから、小手先でですね、それを解決できることは、それは、ましてやね、私たちの小っちゃな村でね、だけでできることじゃないと思うし、もっと、もう、国レベルでですね、しっかり、まあ、そういった環境づくりをしていただかないとできないことなんでしょうが、でも、しっかり、まあ、今、うちの村はですね、そうは言ってもですね、若い人たちが来ていただけるって言って、本当に、先ほども中日新聞か何かですね、出されて、私、ちょうど名古屋に行っていましたらね、名古屋の住人が「新聞、見たよ。」って言ってね、言ってくれて、「中川村ってすごいよね。」って言っていただいて、きのうですけど、そんなことがあってですね、非常に村にとっては、今ね、そんなに危機的な状況にはないかもしれませんが、私は、ぜひ、こういった報道も含めてですね、やっぱり人口が減るっていうことはね、何が起きるかかっていうことを、ぜひね、まあ、私たち議員もそうだし、住民の皆さんにも、十分ですね、他人事じゃないよってというようなことをですね、ぜひ、いろんな、議会を通じたり、いろんな場面ですね、村長のいろんなお言葉の中でもですね、ぜひ、あおるといふんじゃなくてですね、そうするために何をしなきゃいけないかっていうことを、やっぱり共有していくっていうことが、ぜひ、大事じゃないかと思しますので、新しい施策っていうことではないでしょうが、ぜひ、今までの村長のマニフェストどおりにね、力強く進めていっていただきたいと思います。

では、次の問題に移りたいと思います。

次は経済的格差と教育格差の関係についてということで質問したいと思います。

まず、教育長に、一般論的ではございますが、その経済的格差というものがですね、昨今、格差社会って、ほとんど、今、いろんなふうに言われているわけですが、そういったことがですね、その教育に影響を及ぼすっていうようなことをね、当然、言われているわけですが、教育長としてですね、そういう実感——実感っていうか、そういうことが起き得るかかっていうこと、そこら辺について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 ご指摘のことにつきましては、恐らくことし3月に発表されたデータをもとにかなというふうに考えております。それは、昨年、行われた全国学力学習状況調査の結果をもとに抽出した4万人の、その保護者を対象にしたアンケートの結果として、収入の多い家庭ほど子どもの学力は高い、そういう、その発表があったわけでありまして。

しかしながら、同じその全国学力学習状況調査の結果の分析からは、家庭で予習、復習をしている子ども、また、家で自分で計画を立てて勉強している子ども、または朝食をしっかりと食べている子どもは、そうでない子どもに比べると正答率が高くなっているというような結果も発表されております。つまり、規則正しい生活をしている

子どもは、そうでない子どもに比べて正答率が高いという結果であるというふうに考えます。そういうことを考えますと、経済的に困難なことで、そのために子どもとかかわる時間的、精神的ゆとりがなくなって、子どもの心の安定や基本的生活習慣の定着が図れないという、そのために学習習慣が身につけにくいとか、あるいは持てる力が発揮できない、できないでいるという、そういう悩みはあるというふうに思います。しかし、それがすべてであると、この報道のデータがすべてであるというふうには思いません。

○6 番 (大原 孝芳) 今のお話で、これが、すべてがそうじゃないというようなお話でございます。私がお聞きしているのは、つまり、何ていうんですか、今のね、人口問題もそうなんです、やっぱり、子どもたちがですね、どんな環境に生まれようがですね、どんな障害を持とうがですね、もう、自由に——自由っていうかですね、すべての子どもに教育が受けられるっていうのが、日本のね、よさですので、それが、例えば、そのお金があるうちに生まれた子がね、非常にお金持ちの子が、何かすごい、そういう環境であってね、それで、ちょっと貧しい子がですね、私たちのころはみんな貧しい子だったんですが、今は違った貧しさですかね、そういったことで、教育の機会をですね、を奪われるっていうよりも、何か逃してしまうっていうことを、さっきのデータもそうですし、最近あるんじゃないかっていうことで言われているわけです。それで、中川村においてですね、例えば、教育長になられて、まだ新しいわけでございますが、そういった過去ですね、教員やられていた時期での経験でも結構なんですけどね、例えば、すみません、村内においてですかね、今、村内においてはですね、どういう状況であるかっていうことと、それから、もし、ちょっと質問してないんです、書いてないんですが、教育長がですね、教員やられていたときにですね、経験の中でですね、そんなようなことが経験されたかどうか、ちょっと、もし答えられたらお願いしたいと思います。

○教育長 中川村の場合も、現状の中で、家庭環境が不安定であることが学習や学力に影響していると、そういうふうに思われる状況っていうのはあったというふうに思います。経済的に困難なことで養育の不十分さにつながっているように、そういうことはあるというふうに思います。

でも、私のこの経験の中でも、そういうことに負けないといいますか、機会均等が守られているように、どの子にも力をつけたいという努力は、すべての教師が、それに取り組んできているというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) 私も、その実態がゼロって言われちゃうと、また次の質問が成り立たないわけでございますが、少なからずあるということで、今、承りました。

そして、例えばです、そういったお子さんたちがですね、例えば教育現場の中で、例えば、この前も懇談会の中で教えていただきましたが、NRTですか、の中でも、そういったことがですね、結果として出てきたり、そういうふうにして、何ていうんですかね、そういった環境の子たちがですね、そういう中で、ある程度、こう、把握できるとか、そういうことでよろしいですかね。すみません。NRTの、その結果な

んかで見ると。

○教育長 NRTの検査やなんかの、その結果はですね、こういう経済のこと、家庭の環境のことと比較してということは、そういう見方では見ておりません。

○6 番 (大原 孝芳) 次の③になりますが、そういった、その教育の機会均等を図る施策としまして、例えば、今も村単独のですね、支援員の方がいらしたり、それから、発達障害のお子さんたちを見ていただけるようなね、先生たちも、今、いらっしゃるようにお聞きしているんですが、一番ですね、そういった方たちと一緒に、例えば、何ですか、ちょっと、そういった関係でですね、学力がついていけない子がいた場合には、そういった方々を、こう、何ていうんですかね、増員、多ければ増員するし、例えば今の現状で、例えば、今、そういった村の現状でですね、そういった方々が見て、何とかそれでクリアできているっていうか、そういう状況なんでしょうか。それからまた、今、そういう人たちがですね、足りないとかですね、それから、他の地域の、長野県ではないんですが、その家庭まで行ってですね、そういうソーシャルワーカーみたいに行って、学童も含めて、いろんな家庭的なですね、保護者にもするんですかね、もう少し子どもさんたちに何か接してくださいよとかですね、そういうソーシャルワーカーみたいな方も、そういった支援員の、まあ、ソーシャルワーカーですから、支援員とはまた違うんでしょうが、そういった方も送り込んで一緒にケアしていると、それで機会均等を図っていくと、そういった例も報道で見たんですが、そこら辺は、今、村の状態はどんなものでしょうか。それと、もし足りない、何ていうか、もう少しこうしたいとかですね、があればお聞かせ願いたいと思います。

○教育長 教育の機会均等を守る施策として、現在は、保護家庭への支援や、あるいは進学希望のときの奨学金制度などが村でも行われております。

家庭の安定が大きく子どもに影響をしているわけでありますので、家庭への支援が大事になってくるというふうに思います。それで、スクールカウンセラーや小児・精神科医などと必要なときに連絡がとれる体制、そういうのを要望しているところであります。

また、家庭になかなか相談員等はかかわっていけない部分もありますので、家庭にかかわって支援できるような家庭相談員というような人が望まれるということもあります。

中川村では、不登校、不適用、個別の支援を必要とする児童、生徒に対する支援の先生や補助員が配置をされており、非常にありがたい状況があります。

子どもたちが元気に登校できて、そして一人一人が持てる力を十分に発揮できるように、その一人一人のニーズに合った教育支援は、今後、さらに望まれてくるというふうに思います。支援を必要とする子どもたちへの、その支援が教育の機会均等につながるというふうに考えるわけであります。

先ほどもお話をしましたけれども、学校では、教員同士が授業の研究を進め、教育の機会均等に努力をしているという現状であります。

○6 番 (大原 孝芳) 今、教育長の答弁で、長側はですね、長側っていうか、予算です

ね、少し足りないと——足りないっていうかですね、もう少しそういう人たちも必要だと、そういうような答弁ですかね、例えば、今で十分だっていうんでなくて、今、要求しているというお話でしたが、すぐですね、例えば、もう非常事態っていうふうでなくて、まあ、今の状況がですね、今、長側、村から出ている、今の体制でですね、やっている体制で、当分はやっていけると、それか、もう、もっと喫緊にですね、何か対応、もう増員していただいでですね、要求して、もっと対応したいと、そこら辺の度合いっていうのはどんなもんですか。

○教育長 本年度、補助員の増員をしていただきました。学校のほうでも大変ありがたいというふうに言っていておられますけれども、現実、実態を見ますと、さらにお問い合わせをしたいという希望は当然あるわけであります。そのところは、予算等のことでもありますので、相談をしながら進んでいくというふうに思います。

○6番 (大原 孝芳) 私の質問に対しては、もう少しですね、充実していきたいと、そういうお話で承りました。

私の最初に質問したのと関連させますと、例えば、少子化対策に対してもですね、教育っていうのもかわりますし、こう、あらゆることが、こう、やっぱり、いろんな、そういったね、この村に住みたい、あるいは住んでいてよかったなあっていうようなですね、そういったところに結びつくもんですから、当然、教育現場にもね、父兄からすれば、中川村の、そういう手厚いんですね、教育環境っていうものがですね、この村の少子化対策になっていくっていうようなですね、すべて関連をしたいと思いますので、村長も、教育長に、私、質問しているんですが、やっぱり、そういった予算づけについてもですね、まあ、それも少子化対策の施策と考えればですね、そういった補助員の増員とかですね、増員ですか、そういったことも含めて考えていただくと、必要があるんじゃないかっていうことを、今、思いました。そんなことを提案しまして、私の質問とします。

終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時58分 散会]